

中央市次世代育成支援地域行動計画―後期行動計画

親が子どもがいきいきプラン



平成 22 年3月

中央市

市長あいさつ

私たちは今、このまちに住む子どもたちの未来について、より真剣に考えなければならない状況にあります。



平成 22 年 1 月 29 日に、国では少子化社会対策基本法第 7 条に基づく「大綱」として、「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、政府を挙げて取り組みを進めることとしています。このビジョンでは、具体的な施策内容と数値目標が盛り込まれ、個人に過重な負担がかかる社会から、社会全体での子育ての支えと個人の希望が実現する社会への転換を図ろうとしています。

このような中、現在、日本の一人の女性が一生の間に生む子どもの数は、総人口を維持する水準を大きく下回り続けています。これらの背景には様々な要因が考えられますが、特に経済の低迷や競争の激化、産業構造の変化などが大きな要因として挙げられています。そして、一部では格差や貧困が顕在化し、生活そのものが危ぶまれる家庭も存在していることなどから、子育て家庭にとって非常に厳しい環境にあることが伺えます。

なぜ、私たちは国や地域を挙げて子育て支援に取り組み、子どもたちの未来について真剣に考えなくてはならないのでしょうか。

私は、子どもを「不安や負担」ではなく「未来への希望」だからだと考えています。その「未来への希望」はこのまちの輝きとなり、喜びにあふれるまちづくりへの原動力となるでしょう。

今回、これらの想いを込め、本市では平成 19 年度に策定した前期行動計画を見直し、住民のニーズ調査の結果とあわせた後期行動計画「中央市次世代育成支援地域行動計画 親が子どもが いきいきプラン」を策定しました。

本計画を柱に、子育てに関わる方々と連携する中で、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることのできる「親が子どもがいきいきと輝き、喜びであふれるまちづくり」の実現を目指します。

平成 22 年 3 月

中央市長 田中 久雄

目次

市長あいさつ

第1部 総論編

第1章 計画策定の背景と目的

- 1 計画の背景 … 1
- 2 計画の目的 … 2
- 3 計画の名称 … 2
- 4 計画策定の基本的な考え方 … 2
- 5 計画の期間 … 3

第2章 中央市の概況

- 1 中央市の状況 … 4
- 2 保育サービスの状況 … 9
- 3 母子保健の状況 … 14
- 4 就学の状況 … 18
- 5 安全の状況 … 19
- 6 ニーズ調査からわかる子どもを取り巻く状況 … 20
- 7 前期行動計画の評価 … 26
- 8 課題の整理 … 27

第2部 計画編

第1章 計画の体系

- 1 基本理念 … 28
- 2 総合目標 … 28
- 3 基本的な視点 … 28
- 4 重点分野 … 29
- 5 計画の体系 … 30

第2章 行動計画

- 1 分野別行動計画 … 31
 - 1) 保育分野 … 31
 - 2) 保健分野 … 35
 - 3) 教育分野 … 37
 - 4) 安全分野 … 39
- 2 推進体制 … 42
- 3 分野別施策・事業一覧 … 43
- 4 主要事業の目標事業量 … 50
- 5 市民からのご意見 … 51

第3部 資料編

- 1 子育て支援に関するニーズ調査概要 … 53
- 2 市民からのご意見募集について … 55
- 3 策定の経過 … 57
- 4 次世代育成支援対策地域協議会 … 58
- 5 中央市と山梨県の次世代育成支援に関する窓口 … 60

第 1 部 総論編

第 1 章 計画策定の背景と目的

1 計画の背景

国では、平成元年の「1.57 ショック※」を契機にこれまで個人の問題としてきた少子化を国の課題と捉え、様々な対策に取り組んできました。しかし、合計特殊出生率※は第 2 次ベビーブームの昭和 48 年から漸減傾向を続け、平成 20 年の合計特殊出生率は 3 年連続して増加しているものの 1.37 となっています。

これらの背景から政府は、抜本的な少子化対策を図ろうと、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成 17 年 4 月から 10 年間に集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に至るまで「次世代育成支援地域行動計画」の策定を義務付けています。

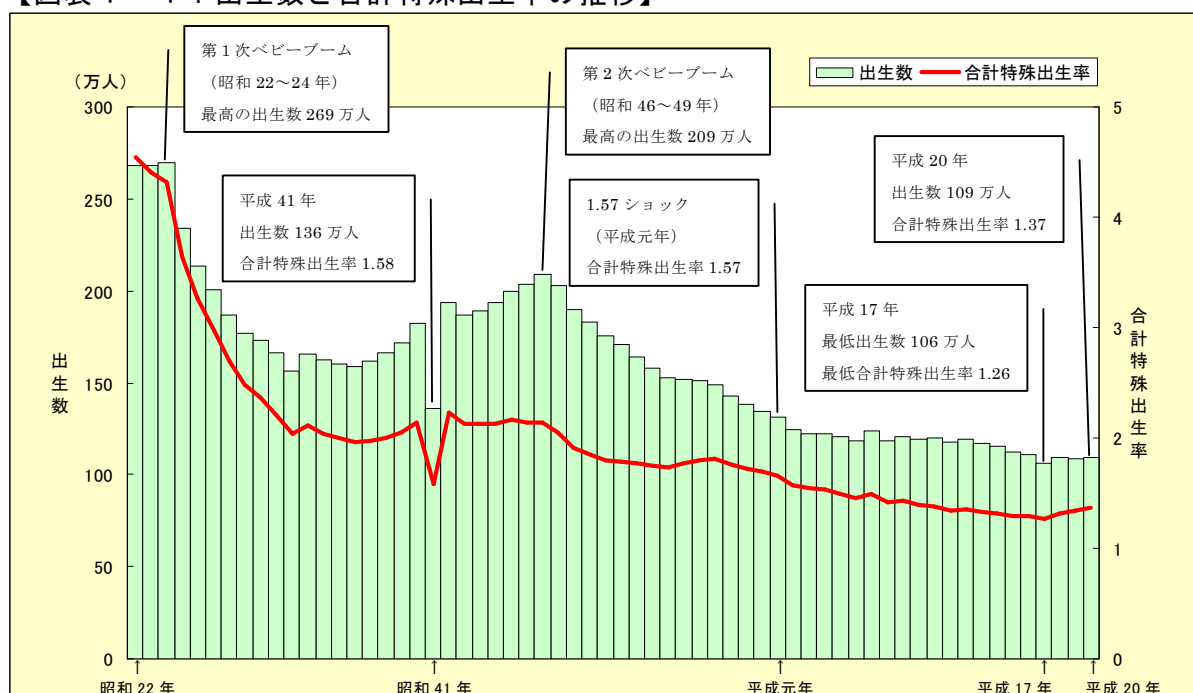
これを受け平成 16 年度に旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村（以下 旧 3 町村）でそれぞれ 5 年間の前期行動計画を策定しました。その後、平成 18 年 2 月 20 日の合併により中央市が誕生し、平成 19 年度に新市の前期行動計画を策定しました。

今回、この前期行動計画を見直し、5 年間の後期行動計画を策定します。

※ 1.57 ショック：平成元年の合計特殊出生率が昭和 41 年の 1.58 を下回り、少子化問題が一般化した年

※ 合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に産む子どもの数をあらわす数値

【図表 1－1：出生数と合計特殊出生率の推移】



2 計画の目的

「次世代育成支援地域行動計画」は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間に、次世代育成支援対策のための取り組みを集中的・計画的に推進するための計画です。

本市では、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間における後期行動計画を策定し、次代を担う子どもを育てるすべての家庭を支援して、子どもが心身とも健やかに育つ社会環境づくりを目指します。

3 計画の名称

中央市次世代育成支援地域行動計画－後期行動計画

『親が子どもがいきいきプラン』

4 計画策定の基本的な考え方

中央市では、平成 19 年度に策定した前期行動計画を見直し、下記の基本的な考え方に基づいて後期行動計画を策定します。

1) 基本的な視点

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親づくりという視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ 仕事と生活の調和実現の視点
- ⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- ⑧ サービスの質の視点
- ⑨ 地域特性の視点

2) 次世代育成支援対策地域協議会の設置

3) 長期総合計画、男女共同参画計画、健康増進計画など、他の計画との調和

5 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は 10 年間の時限立法であり、平成 17 年度から 5 年間を前期行動計画、平成 22 年度から 5 年間を後期行動計画と分けています。

本市では、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間を前期計画とし、平成 21 年度に進捗状況などから事業内容や目標値などの見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画を策定します。

【図表 1－2：計画期間】

平成17年度 2005年	平成18年度 2006年	平成19年度 2007年	平成20年度 2008年	平成21年度 2009年	平成22年度 2010年	平成23年度 2011年	平成24年度 2012年	平成25年度 2013年	平成26年度 2014年
		前期計画							
				見直し	後期計画				

参考）新待機児童ゼロ作戦と後期行動計画の目標年度について

国では都市部など一部の地域で急増している待機児童に対応し、「新待機児童ゼロ作戦」を進めています。「新待機児童ゼロ作戦」は、平成 20 年度から平成 29 年度までの取り組みで、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにすることを目標としています。

そこで、国は地方公共団体に対し、次世代育成支援地域行動計画と併せて新待機児童ゼロ作戦でも掲げる目標について、潜在的なニーズ量の把握と目標事業量の設定を求めています。このことから、国が定めた保育サービスの目標年度は、平成 22 年度と平成 26 年度、平成 29 年度の 3 カ年としています。

本市の後期行動計画では、最終年度である平成 26 年度の数値目標を掲げています。

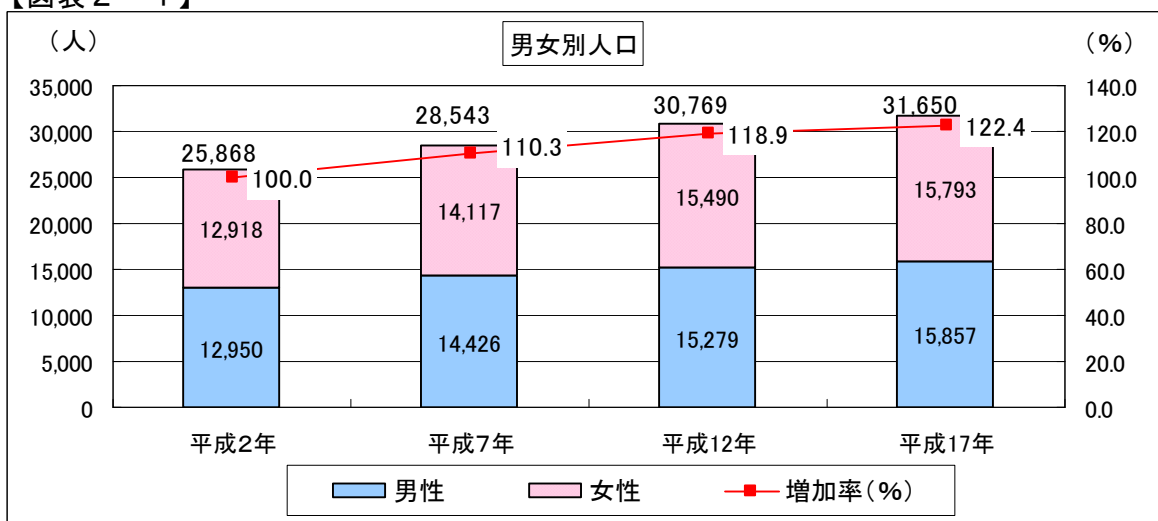
第2章 中央市の概況

1 中央市の状況

1) 人口・世帯数

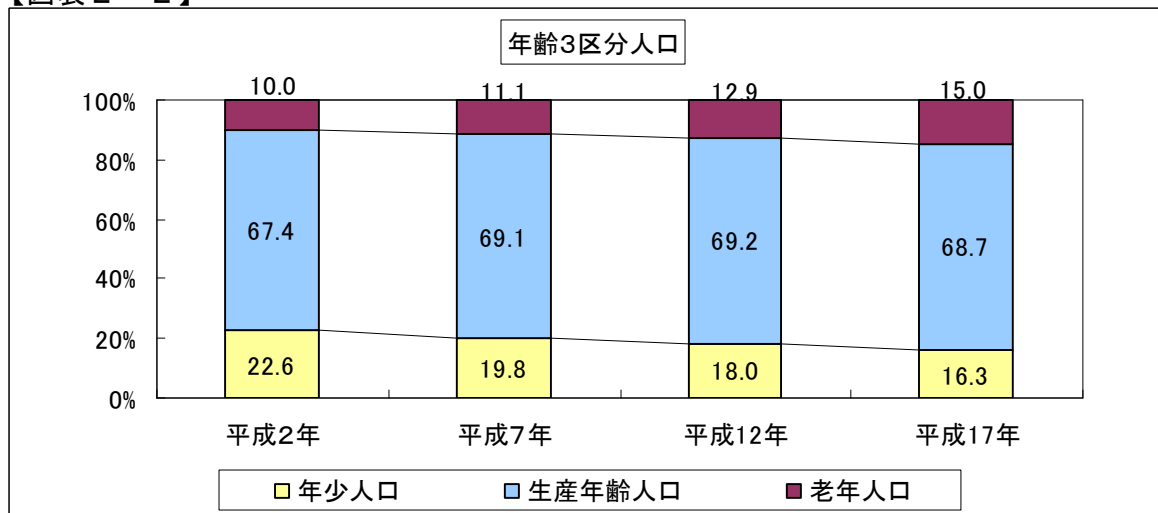
本市の総人口は年々増加傾向にあり、平成17年の国勢調査では31,650人と、平成2年より22.4%増となっています。

【図表2-1】



年齢3区分人口をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳以下）は微増傾向、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。本市においても、少子高齢化の傾向がうかがえます。

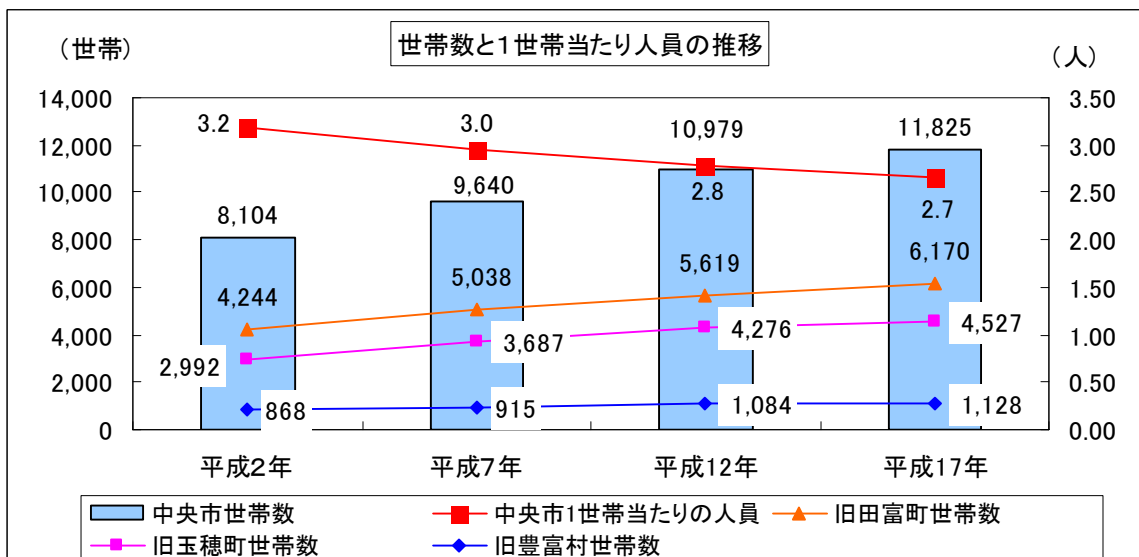
【図表2-2】



世帯数は増加傾向にあり、平成 17 年は 11,825 世帯で平成 2 年に比べて 3,721 世帯の増加となっています。

また、1 世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成 17 年は 2.7 人でした。

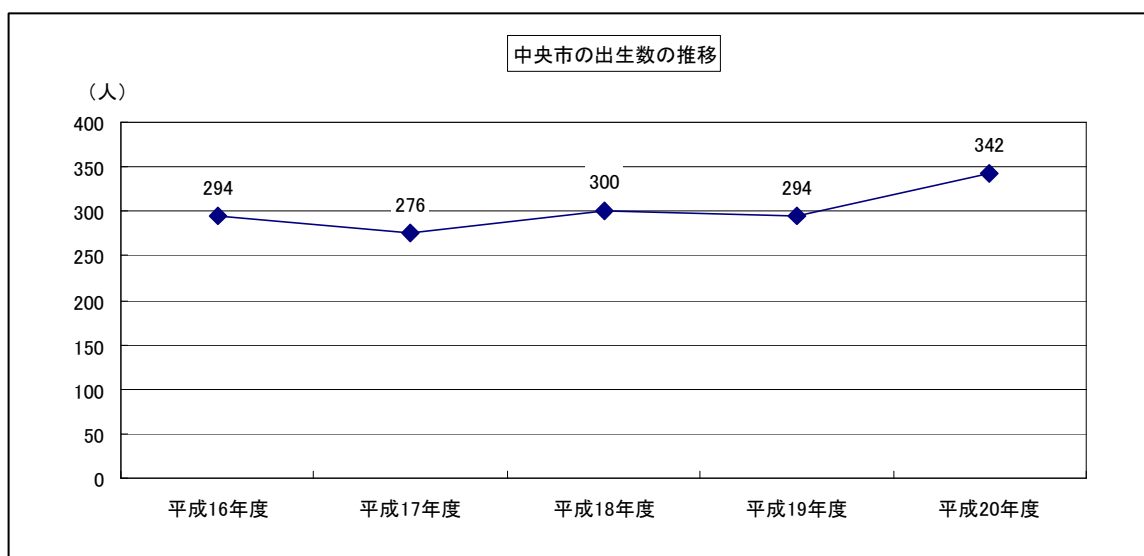
【図表 2－3】



2) 出生数・出生率

出生数は、生産年齢人口の微増傾向をうけ、平成 16 年度の 294 人から平成 20 年度には 342 人へ増加しています。

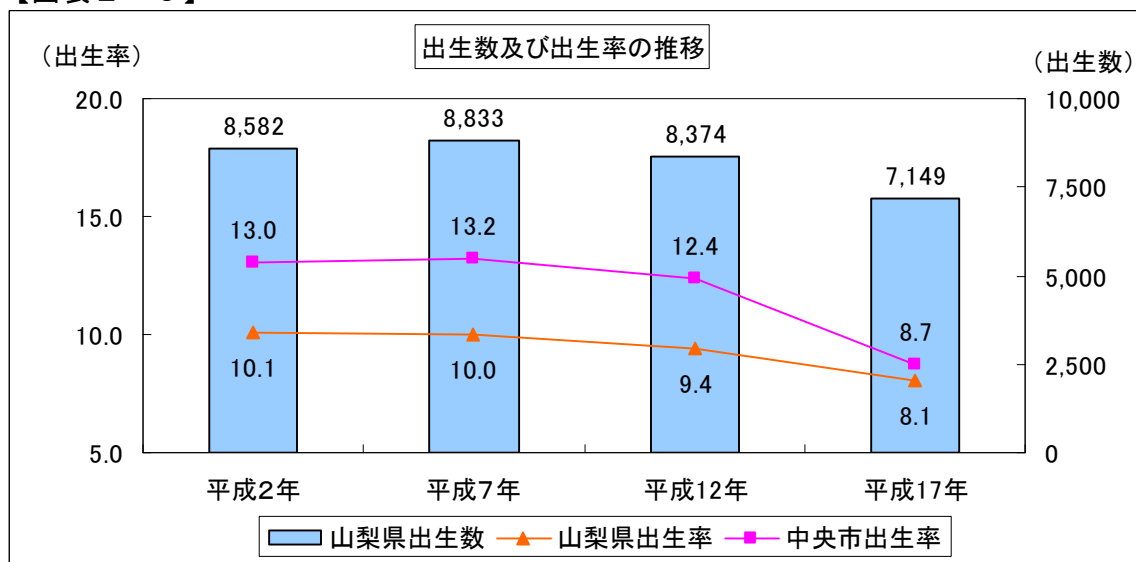
【図表 2－4】



山梨県の出生率※をみると、出生率は平成2年から平成17年まで減少傾向にあり、平成17年に8.1まで落ち込んでいます。本市の出生率も、平成17年は8.7となっています。

※出生率＝人口1,000人当たりの出生数＝人口動態統計 出生数／国勢調査人口×1,000

【図表2-5】

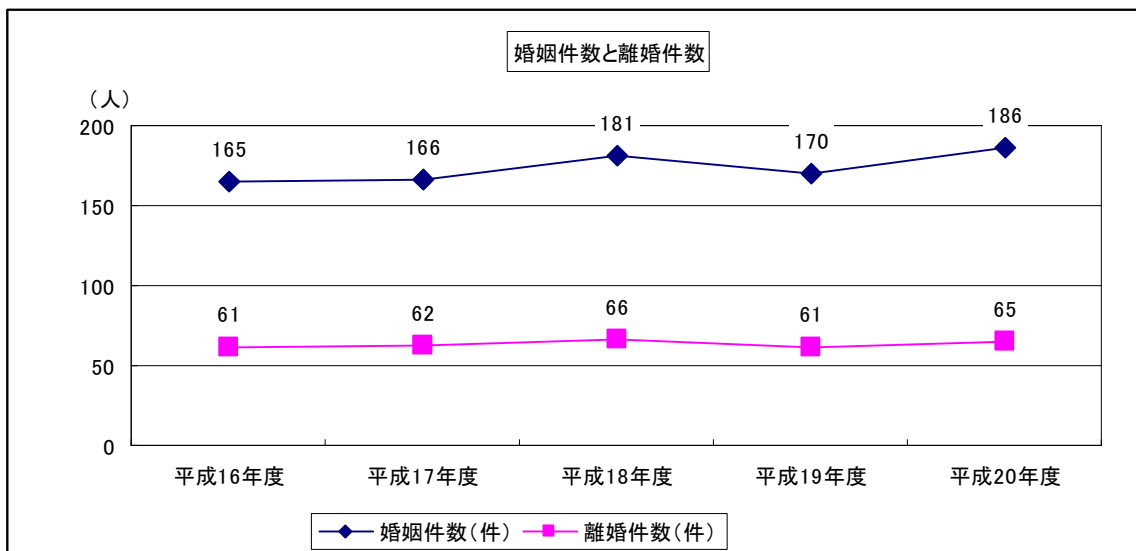


資料：人口動態統計と国勢調査から算出

3) 結婚・離婚

婚姻件数は、平成16年度の165件から平成20年度に186件と増加しています。なお、離婚件数は60件台で推移し、あまり大きな変化はありません。

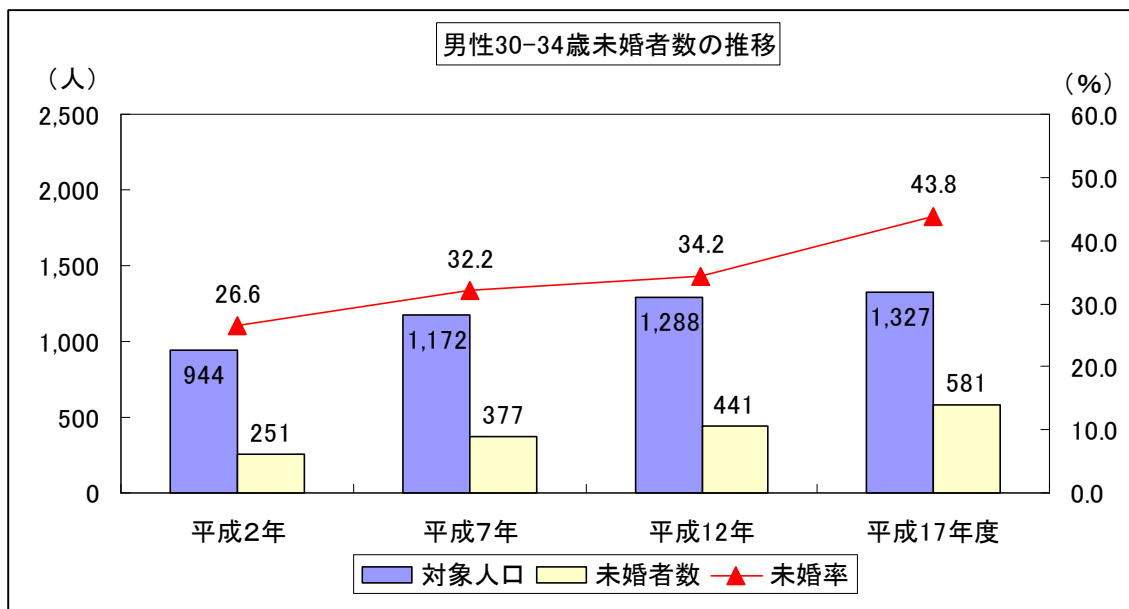
【図表2-6】



資料：人口動態統計

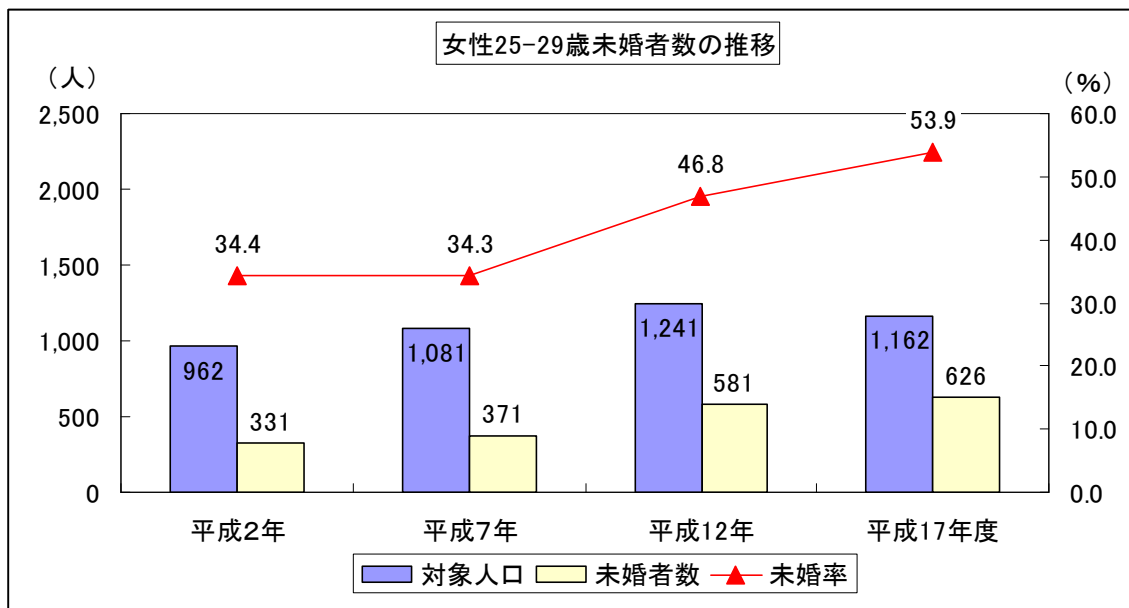
男性の30～34歳の未婚率については、平成2年の26.6%から、平成17年には43.8%となり上昇傾向にあります。

【図表2-7】



女性の25～29歳の未婚率についても、平成2年の34.4%から、平成17年には53.9%まで上昇し、晩婚化等の傾向が顕著なものとなっています。

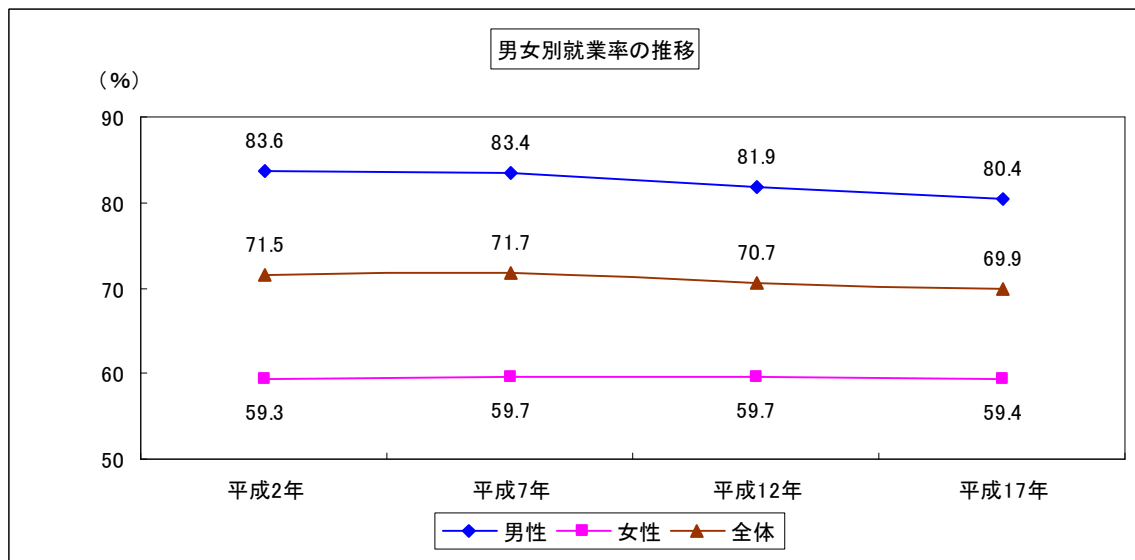
【図表2-8】



4) 男女別の就業率

男女別の就業率をみると、男性は減少傾向、女性は横ばい傾向にあります。

【図表 2－9】

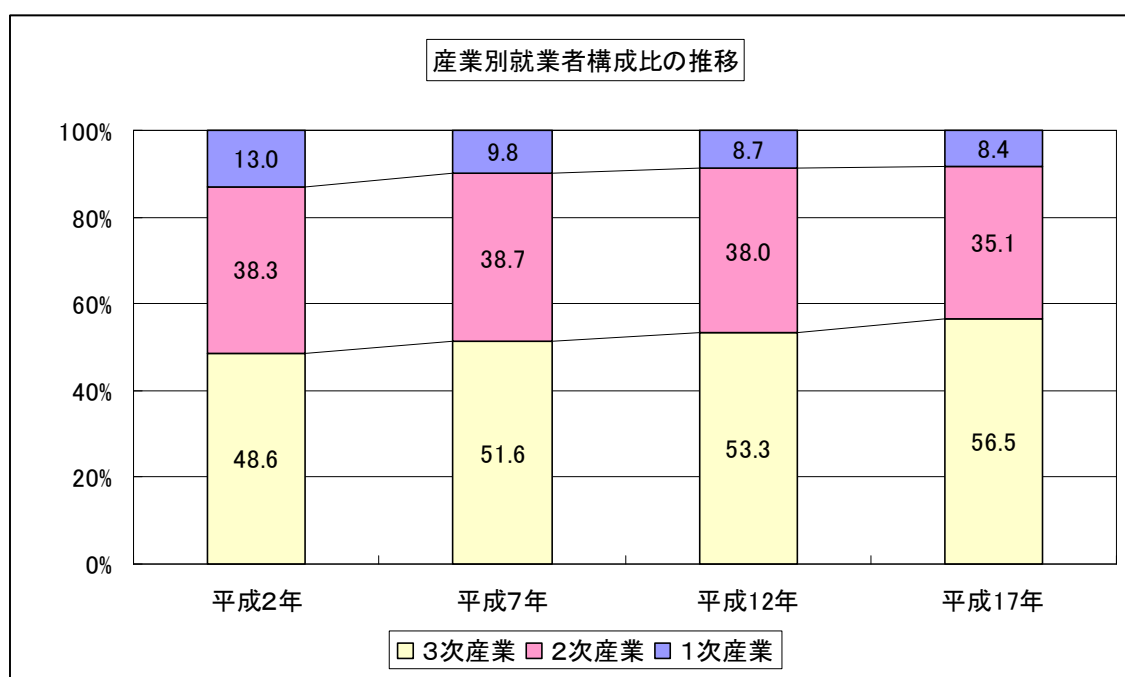


資料：国勢調査

5) 産業別就業者構成比の推移

産業別の就業者構成比をみると、1次産業及び2次産業の下降傾向、3次産業へ意向がみられ、3次産業は平成2年の48.6%から平成17年には56.5%となっています。

【図表 2－10】



資料：国勢調査

2 保育サービスの状況

1) 保育園・幼稚園の状況

本市には9ヵ所の保育園・幼稚園があり、乳児保育は5ヵ所の保育園で実施され、19時までの延長保育はすべての保育園・幼稚園で実施されています。なお、休日保育を実施している施設はありません。

【図表2-11】公立保育園

平成21年4月1日現在

施設名	玉穂 保育園	田富第一 保育園	田富第二 保育園	田富第三 保育園	田富北 保育園	豊富 保育園
住所	成島2387-2	布施3015	西花輪2002	東花輪1173	山之神22-59	大鳥居3790
開所年度	昭和28年	昭和29年	昭和47年	昭和53年	昭和58年	昭和43年
保育時間帯 (時間外・延長含む)	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00
乳児保育の有無	あり (6ヵ月以上)	あり (6ヵ月以上)	あり (6ヵ月以上)	あり (6ヵ月以上)	なし	なし
休日保育の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし
延長保育の有無	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)	あり (18:30～19:00)
職員数合計	21	19	11	16	12	10
うち保育士	17	15	8	12	9	8

資料：子育て支援課

【図表2-12】私立幼稚園・保育園

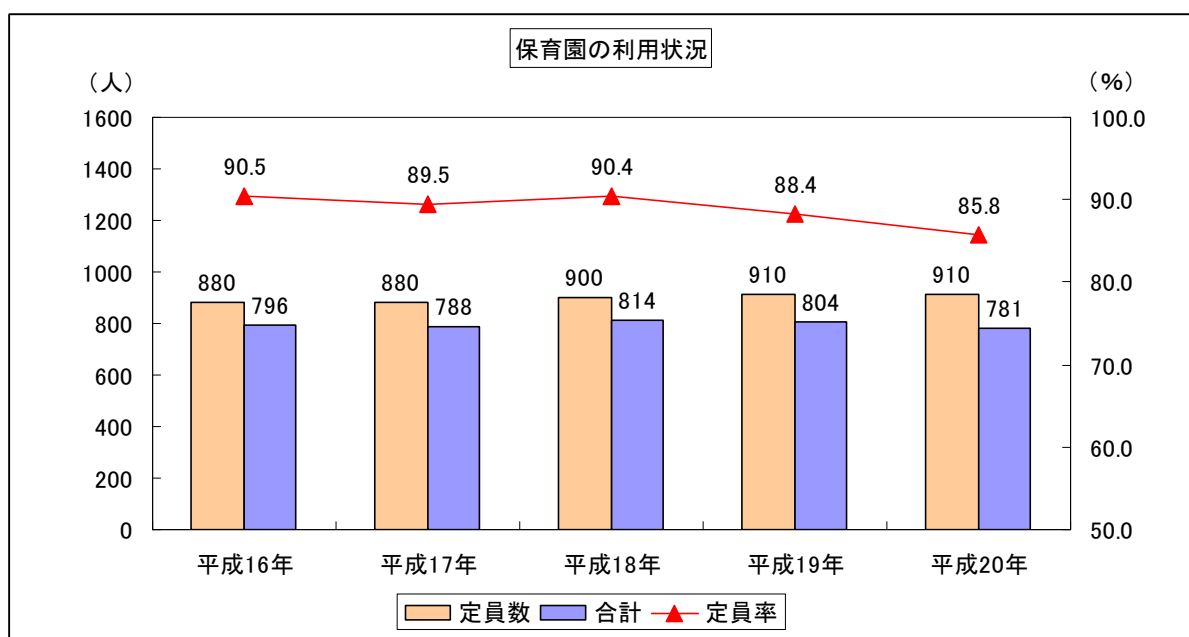
施設名	田富みかさ 幼稚園	井口学園わかば 幼稚園	まみい 保育園
住所	臼井阿原813-6	井之口937-2	成島1072-1
開所年度	昭和55年	昭和54年	平成13年
保育時間帯 (時間外・延長含む)	7:45～19:00	9:00～18:00	7:30～19:00
乳児保育の有無	なし	なし	あり(2ヵ月以上)
休日保育の有無	なし	なし	なし
延長保育の有無	あり	あり	あり (18:30～19:00)
職員数合計	17	23	22
うち保育士・教諭	12	19	17

2) 保育園の利用状況

保育園7ヵ所の定員数は、平成16年の880人から平成20年には910人へと増員しています。入園児数は800人弱で上下しており、定員率については平成16年の90.5%から、平成20年には85.8%へと低下しています。

※定員率＝入園児数／定員数×100

【図表2-13】



資料：子育て支援課

3) 児童館の状況

本市には 11 カ所の児童館があり、田富地区 7 カ所、玉穂地区 3 カ所、豊富地区 1 カ所となっています。

また、平成 20 年度の年間利用者数は、11 カ所をあわせて延べ 81,851 人で、1 カ所当たりの 1 日の利用者数は 30 人程度（開館日 240 日として）となっています。

【図表 2-14】

平成 21 年 4 月 1 日現在

施設名	玉穂中央児童館	玉穂北部児童館	玉穂西部児童館	田富中央児童館	田富わんぱく児童館	田富ひばり児童館
住所	成島2095-1	井之口1139-1	下三條133	布施2382	東花輪1351-1	山之神1156-119
開所年度	昭和63年4月2日	平成1年4月26日	平成2年3月29日	昭和54年4月1日	昭和56年4月26日	昭和57年3月28日
開館時間	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時
平成20年度 年間利用者数	7,455	4,923	4,830	7,533	9,399	10,598

施設名	田富杉の子児童館	田富ひまわり児童館	田富つくし児童館	田富すみれ児童館	豊富児童館
住所	西花輪1415-4	東花輪1119-26	藤巻2303-2	布施242-3	大鳥居3770
開所年度	平成1年1月19日	平成1年8月10日	平成5年4月1日	平成10年4月1日	平成4年7月8日
開館時間	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時	午前10時～午後6時
平成20年度 年間利用者数	4606	8223	6430	8453	9401

資料：子育て支援課

4) 児童クラブの状況

本市には、小学生1年生から3年生を対象とした児童クラブが7カ所あり、田富地区3カ所、玉穂地区3カ所、豊富地区1カ所となっています。なお、平成10年に2カ所を開所したのをはじめ、平成16年に2カ所、平成17年に2カ所、平成19年に1カ所と増所してきました。

【図表2-15】

平成21年4月1日現在

児童クラブ名	玉穂中央児童館放課後児童クラブ	玉穂北部児童館放課後児童クラブ	玉穂西部児童館放課後児童クラブ	田富中央児童館放課後児童クラブ
住所	成島2095-1	井之口1139-1	下三條133	布施2382
対象	中央市内に居住する 小学校1年生から3年生	中央市内に居住する 小学校1年生から3年生	中央市内に居住する 小学校1年生から3年生	中央市内に居住する 小学校1年生から3年生
開所年度	平成10年4月1日	平成16年4月1日	平成17年1月1日	平成19年4月1日
利用時間帯	平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 学校の休業日 午前8時～午後6時30分	平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 学校の休業日 午前8時～午後6時30分	平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 学校の休業日 午前8時～午後6時30分	平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 学校の休業日 午前8時～午後6時30分
会費	年額6,000円	年額6,000円	年額6,000円	年額6,000円

児童クラブ名	田富杉の子児童館放課後児童クラブ	田富すみれ児童館放課後児童クラブ	豊富児童館放課後児童クラブ
住所	西花輪1415-4	布施242-3	大鳥居3770
対象	中央市内に居住する 小学校1年生から3年生	中央市内に居住する 小学校1年生から3年生	中央市内に居住する 小学校1年生から3年生
開所年度	平成17年1月1日	平成10年4月1日	平成16年7月12日
利用時間帯	平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 学校の休業日 午前8時～午後6時30分	平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 学校の休業日 午前8時～午後6時30分	平日(月～金曜日) 午後1時～6時30分 学校の休業日 午前8時～午後6時30分
会費	年額6,000円	年額6,000円	年額6,000円

資料：子育て支援課

5) 子育て支援サークルなどの状況

本市には5つの子育て支援サークルなどの団体があり、それぞれ就園前の親子に向け、仲間づくりや体操などの各種教室、季節の行事、読み聞かせなどを行っています。

【図表2-16】

サークル名	活動日時	開設年月日	活動場所	対象	活動内容	備考
やんちゃくらぶ	毎週金曜日	平成9年度	田富総合会館	就園前の子とその母親	リトミック教室・クリスマスコンサート	市外者も在籍。平成17年から企業の支援を受けている。ママネットやNPO法人との連携を深め、県内のサークルと交流を図る。
わんぱくくらぶ	毎週水曜日	—	田富総合会館	就園前の子とその母親	手遊び・読み聞かせ・工作・水遊び・お花見・運動会・クリスマス会・お別れ会	「ママネットやまなし」に加入。
ピンクプリン	毎週金曜日	平成13年1月	玉穂西部児童館	就園前の子とその母親	3B体操・お話し会・リトミック教室・季節の行事	
にこにこKIDS	毎週木曜日 木曜以外	平成14年6月	玉穂北部児童館	就園前の子とその母親	お話し会・リズム教室 季節の行事	
TJC (玉穂ジュニアサークル)	月1～2回・金曜日	平成1年	玉穂中央児童館	就園前の子とその母親	季節の行事・お友だちづくり	

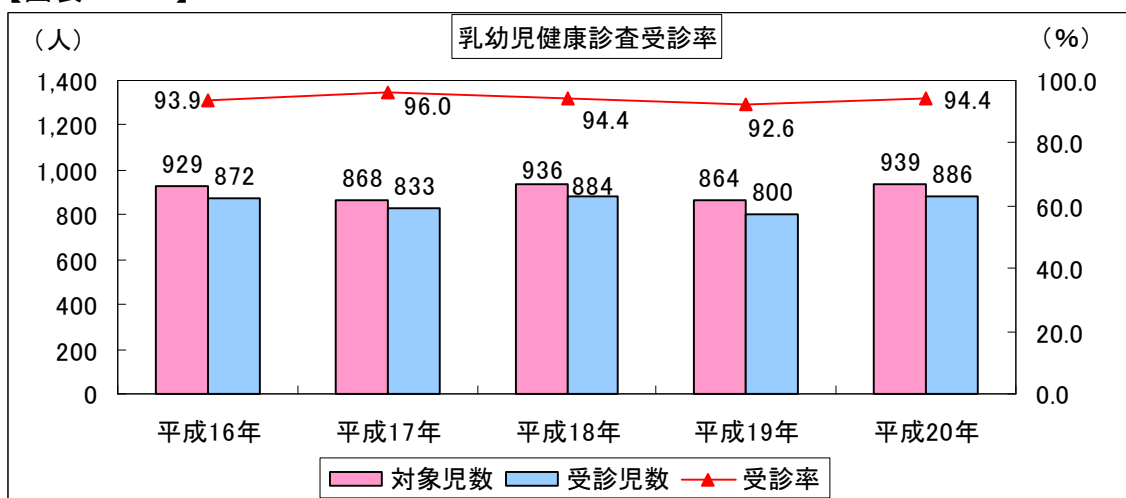
資料：子育て支援課

3 母子保健の状況

1) 乳児健康診査

本市の乳児健康診査の受診者は、800 人台から 900 人弱で推移しています。受診率については概ね 95%前後となっています。

【図表 2－17】

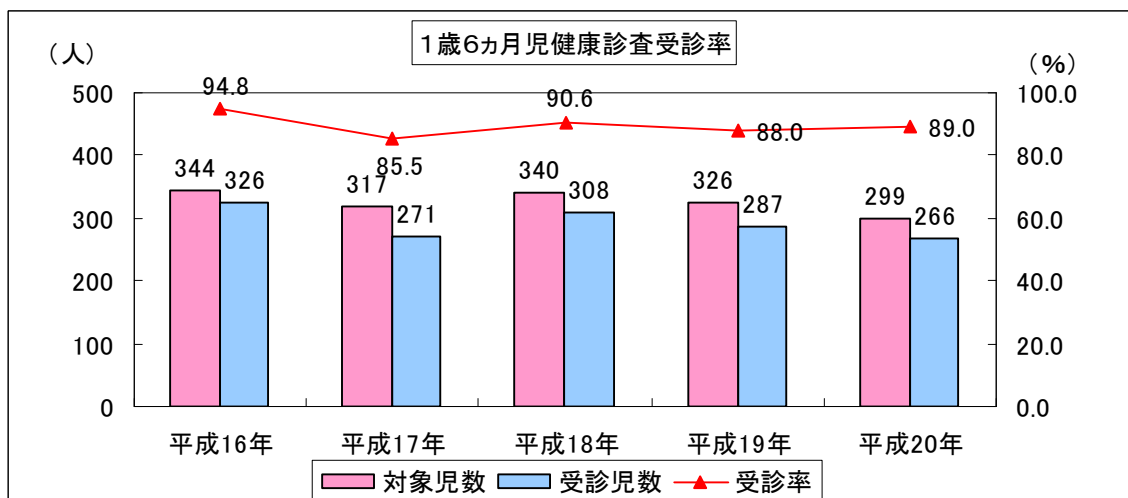


資料：健康推進課

2) 1歳6ヵ月児健康診査

1歳6ヵ月児健康診査の対象児数は、平成16年の344人から平成20年には299人へと減じています。受診率については、平成16年の94.8%から平成20年には89.0%とやや低下しています。

【図表 2－18】

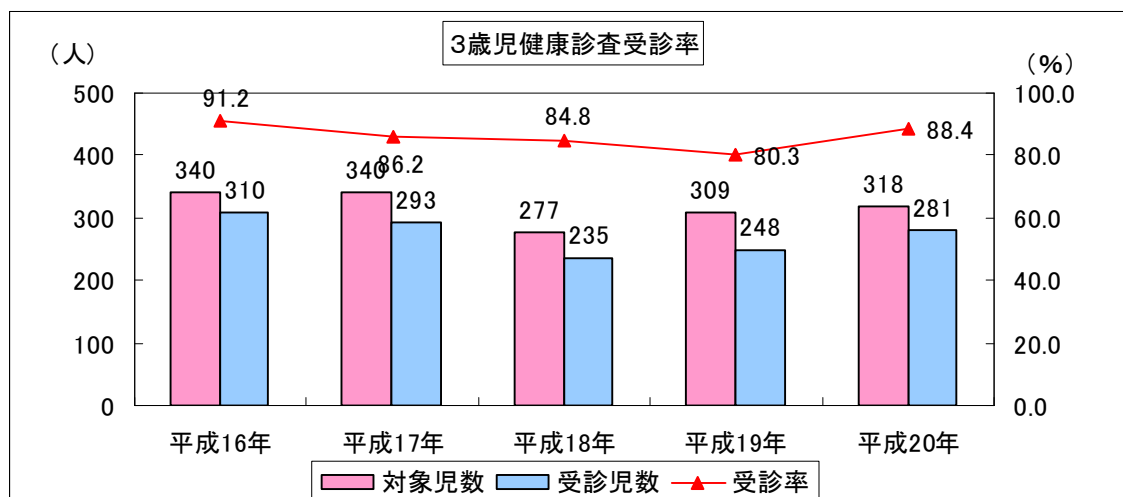


資料：健康推進課

3) 3歳児健康診査

3歳児健康診査の対象児数は、平成16年の340人から平成20年には318人へと微減しています。受診率については、平成16年の91.2%がピークであり、平成19年には80.3%まで落ち込みましたが、平成20年には反転し、88.4へと上昇しています。

【図表2-19】

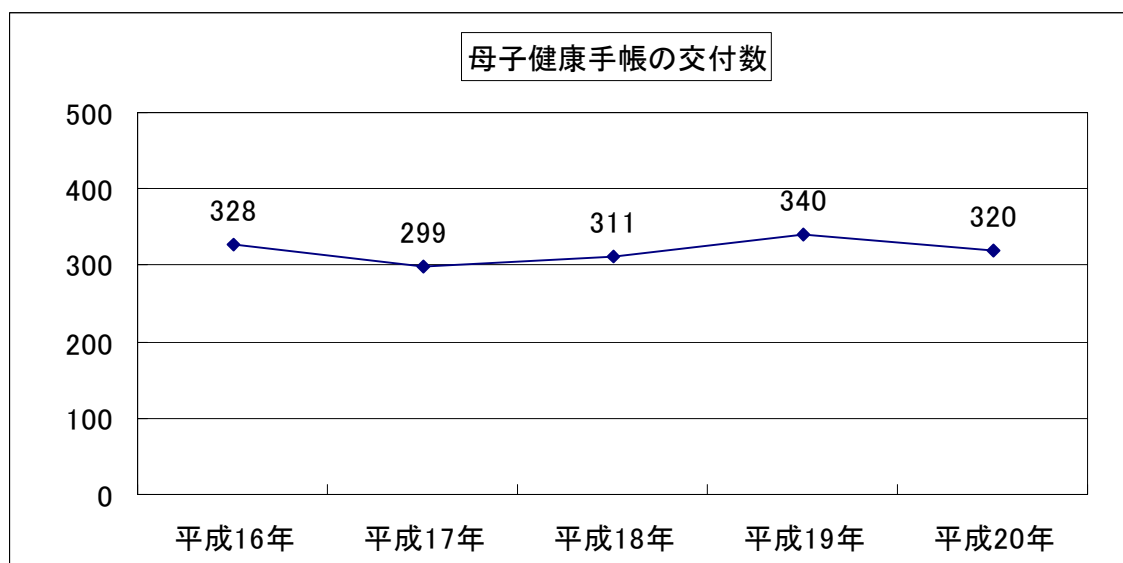


資料：健康推進課

4) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付数は、概ね300人台で推移しており、平成20年は320人となっています。

【図表2-20】

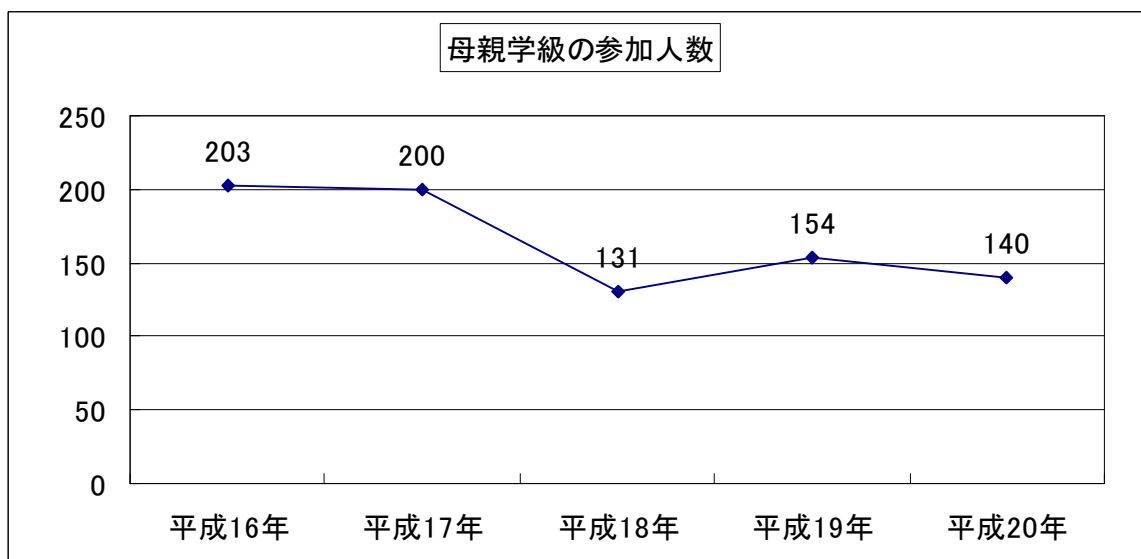


資料：健康推進課

5) 母親学級の参加人数

母親学級の参加人数は、平成17年までは200人台でしたが、平成18年以降は落ち込み、平成20年は140人となっています。

【図表2-21】

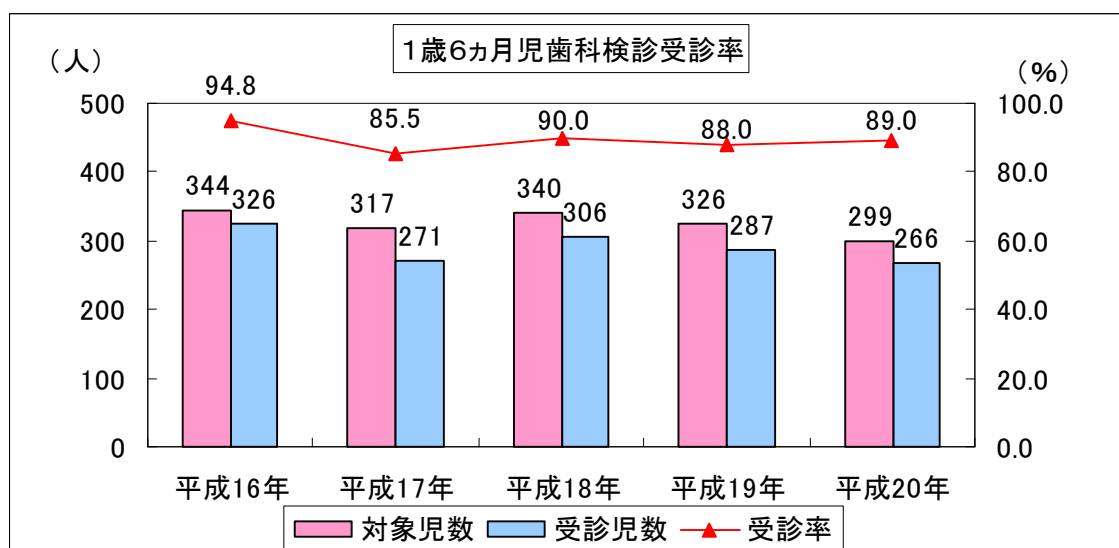


資料：健康推進課

6) 1歳6ヵ月児歯科検診

1歳6ヵ月児歯科検診は1歳6ヵ月児健康診査と同時に実施しており、対象児童数は健康診査と同様に減少傾向にあります。受診率についてもやや低下しています。

【図表2-22】

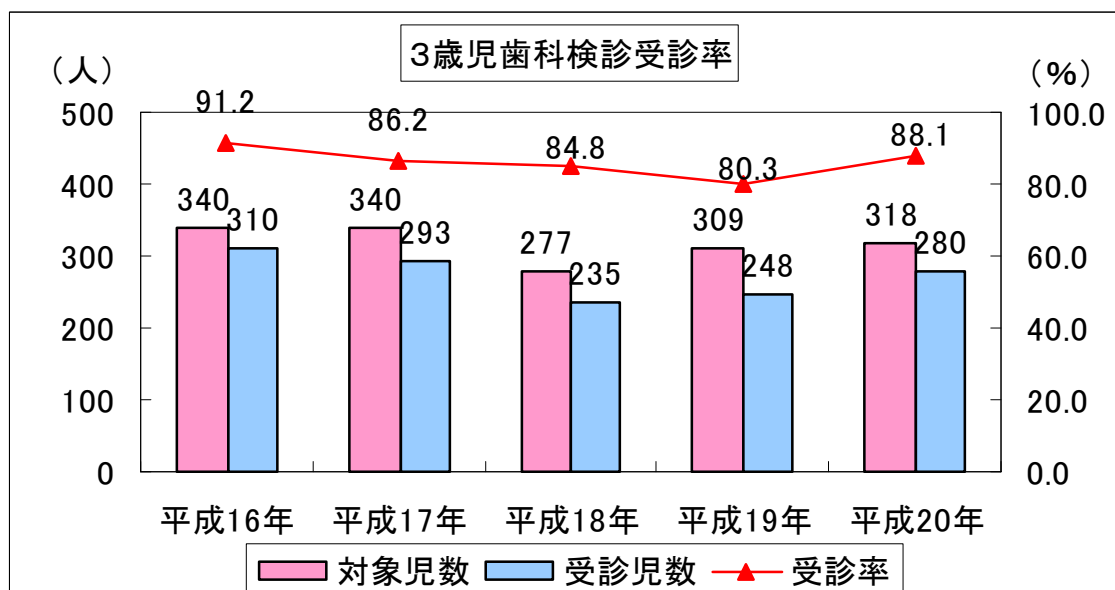


資料：健康推進課

7) 3歳児歯科検診

3歳児歯科検診は3歳児健康診査と同時に実施しており、対象児数は健康診査と同様に微減傾向にあります。受診率については、平成16年の91.2%がピークであり、平成19年には80.3%まで落ち込みましたが、平成20年には反転し、88.1%へと上昇しています。

【図表2-23】



資料：健康推進課

4 就学の状況

1) 小学校の状況

本市に小学校は6校あり、そのうち玉穂南小学校については山梨医大医学部内に下河東分校が併設されています。全市的には児童数は漸減傾向にあり、平成16年の2,049人から、平成20年には1,947人へと微減しています。なお、玉穂南小学校については児童数が増加しています。

【図表2-24】

小学校名	学級数など	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
三村小学校	学級数	14	15	15	14	13
	教員数(本務者)	27	28	28	19	20
	児童数	405	393	388	370	365
玉穂南小学校	学級数	7	7	6	7	10
	教員数(本務者)	17	16	15	13	17
	児童数	214	215	214	227	245
玉穂南小学校 下河東分校 (山梨大学医学部内)	学級数	1	1	1	1	1
	教員数(本務者)	2	2	2	2	1
	児童数	7	4	3	2	5
田富小学校	学級数	20	20	19	17	17
	教員数(本務者)	42	43	42	25	26
	児童数	526	529	514	500	476
田富北小学校	学級数	13	14	14	13	14
	教員数(本務者)	28	28	26	18	20
	児童数	363	372	373	363	356
田富南小学校	学級数	12	12	12	13	12
	教員数(本務者)	25	25	26	18	17
	児童数	280	284	292	267	263
豊富小学校	学級数	9	10	9	9	8
	教員数(本務者)	25	28	24	14	14
	児童数	254	257	257	247	237
合計	学級数	76	79	76	74	75
	教員数(本務者)	166	170	163	109	115
	児童数	2,049	2,054	2,041	1,976	1,947

資料：教育総務課

2) 中学校の状況

本市に中学校は2校あり、そのうち玉穂中学校については山梨医大医学部内に下河東分校が併設されています。全市的には児童数は微増傾向にあり、平成16年の840人から、平成20年には897人へと微増しています。

【図表2-25】

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
玉穂中学校	学級数	10	10	10	10	11
	教員数(本務者)	27	26	28	22	23
	児童数	277	266	261	257	287
玉穂中学校 下河東分校 (山梨大学医学部内)	学級数	1	1	1	1	1
	教員数(本務者)	2	2	2	2	2
	児童数	0	4	3	2	3
田富中学校	学級数	16	16	16	18	19
	教員数(本務者)	36	39	38	37	38
	児童数	563	550	556	578	607

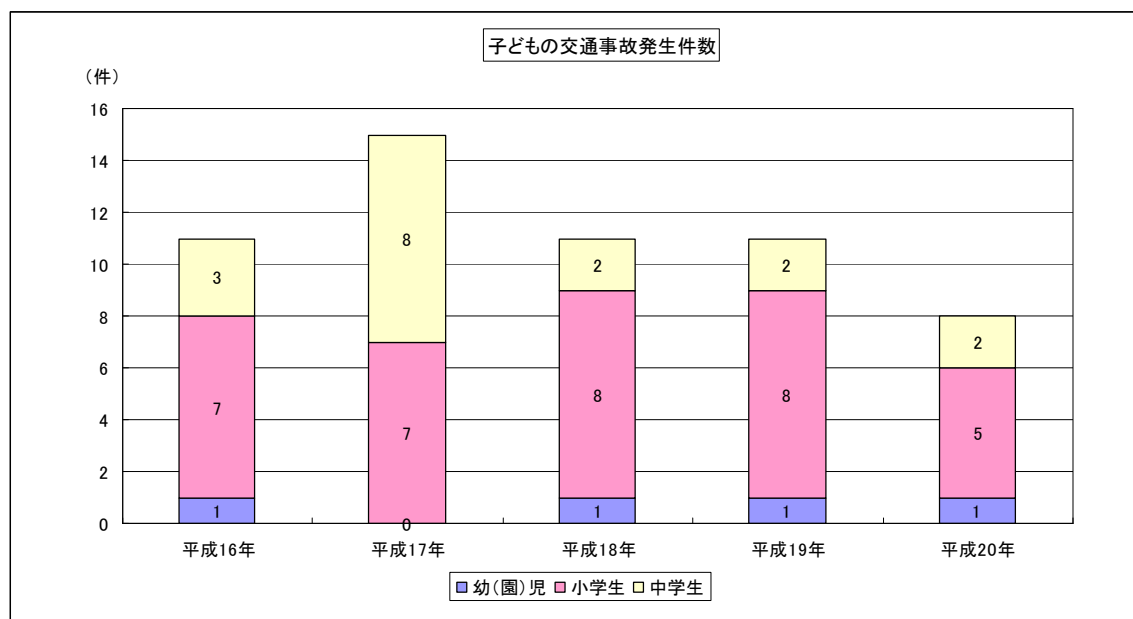
資料：教育総務課

5 安全の状況

1) 子どもの交通事故発生件数

本市の幼(園)児、児童・生徒を合わせた子どもの交通事故発生件数は、平成17年の15件をピークに、以降は漸減し平成20年には8件となっています。なお、交通事故発生件数の内、小学生が7割前後を占めています。

【図表2-26】



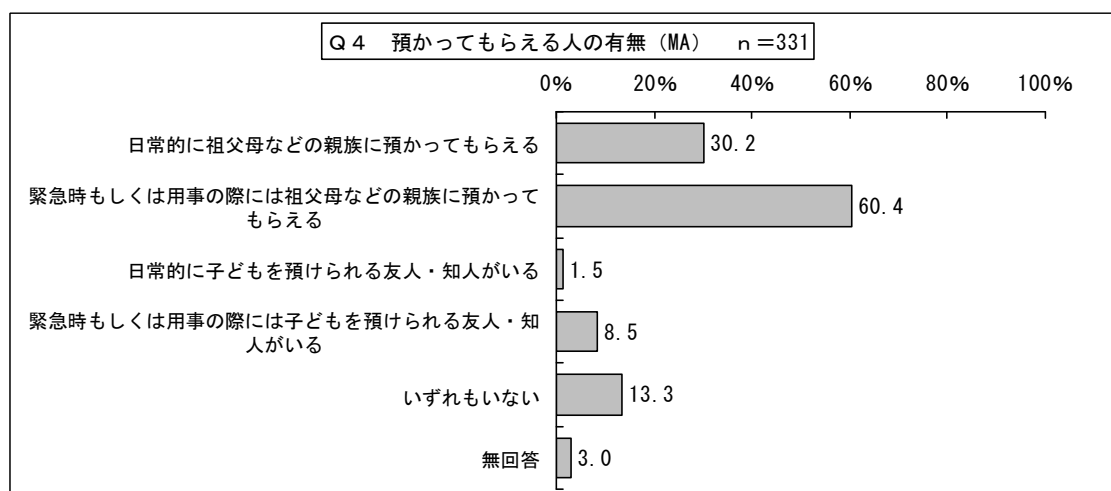
資料：総務課

6 ニーズ調査からわかる子どもを取り巻く状況

1) 未就学児

①子どもと家族の平均像

○子どもと家族の平均像は、子どもが「2人」で、4割の家庭で「祖母と祖父が近居」しています。そして、緊急時では6割、日常的では3割の家庭が親族に子どもを預かってもらえる環境にあります。



②保護者の就労状況

(1) 父親の就労状況

○父親の就労状況は、「フルタイムで就労している(育児・介護休業中は含まない)」(95.3%)がほとんどとなっています。

○子どもの5割が21時～22時前に就寝することから、21時以降に帰宅する2割の父親は、平日の育児参加が困難な状況にあると考えられます。

(2) 母親の就労状況

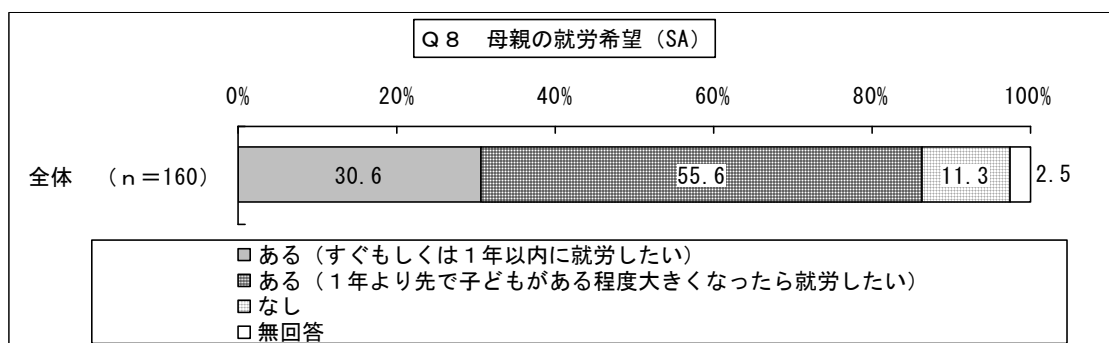
<現状の就労状況>

○母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在はしていない」が5割と最も多く、「パートタイムまたはアルバイトで就労している」が3割、「フルタイムで就労している(産休・育児・介護休業中は含まない)」が2割となっています。

<今後の就労希望>

○現在就労していない母親の今後の就労希望は、「ある(すぐにもしくは1年以内に就労したい)」が3割、「ある(1年より先で子どもがある程度大きくなった

ら就労したい)」が6割であることから、「現在就労していない母親の就労希望意向」は9割となっています。また、母親の就労希望がありながら働いていない理由は、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が4割と最も多くなっていることから、就労先に課題があると考えられます。



③母子保健などについて

(1) 日常の子育てについて

- 子育ての負担感は、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」をあわせた「負担に思う割合」が5割となっています。その負担に感じる内容は、「子育てで出費がかさむ」が最も多く、続いて「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる身体の疲れが大きい」、「仕事が十分にできない」となっています。
- 子どもへの対応について、「感情的に強く叱る」ことのある割合が最も多くなっています。

(2) 仕事と子育てについて

- 仕事と子育てについては、「子育てに専念している」と「仕事をしながら子育てをしている」がそれぞれ5割となっています。
- 「仕事をしながら子育てをしている」回答者の仕事と子育ての両立について感じている悩みは、「仕事や子育てに追われて、心身ともに疲れてしまう」が最も多く、続いて「仕事が忙しく、子育ての時間がとりにくい」となっています。

(3) 子どもの健康について

- 子どもの朝食の取り方は、「毎日食べる」がほとんどとなっています。そして、子どもの食事に関する心配事は、「落ち着いて食べない」が最も多く、続いて「むら食い」、「好き嫌が多い」、「小食である」となっています。
- 子どもの起床時間は、「7～8時前」が6割と最も多く、就寝時間は、「21～22時前」が5割と最も多くなっています。

(4) 子育て環境について

- 子育てに関する情報の入手先は、「隣近所の人、友人、知人」が最も多く、続いて「親族」、「保育園、幼稚園、学校」、「市の広報やパンフレット」、「子育て雑誌・育児書」、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌」、「インターネット」となっていることから、近隣や親戚などからの口コミ情報が多くなっています。
- 家の近くの子どもの遊び場は、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、続いて「近くに遊び場がない」、「遊具などの設備が古く危険である」、「遊び場の情報が少ない」、「緑などの自然が少ない」となっています。
- 外出時に困ったことは、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が最も多く、続いて「公共の施設に授乳する場所や必要な設備が少ないこと」となっています。
- 子どもに対する安全への取り組みで充実を望む事項は、「防犯灯や街灯の整備」が最も多く、続いて「保育園や幼稚園、児童館、小学校などにおける防犯教育・セキュリティ対策」となっています。

(5) 母親の状況について

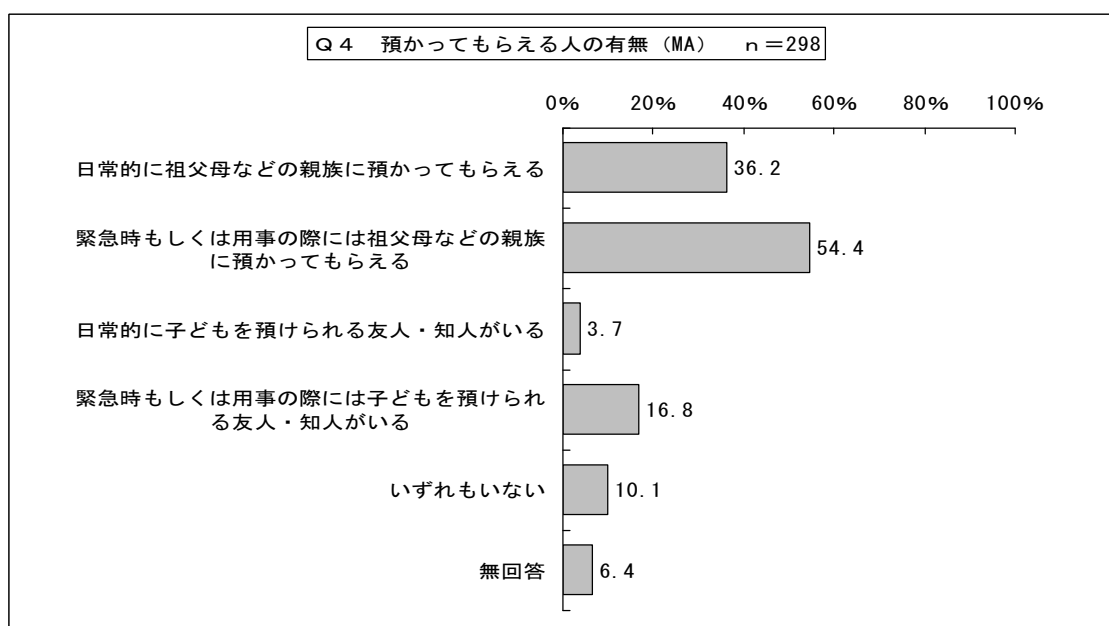
- 母親のゆったりと子どもと過ごす時間の有無は、「あまりない」と「まったくない」をあわせた「ない割合」が2割となっており、仕事と子育ての状況別では「仕事をしながら子育てをしている」方が子どもとゆったり過せる時間がないと考えられます。
- 母親から見た父親の育児参加は、「している」と「時々している」をあわせた「父親の育児参加」は9割となっています。

2) 小学生

①子どもと家族の平均像

<回答者の基本属性>

○子どもと家族の平均像は、子どもが「2人」で、4割の家庭で「祖母と祖父が近居」しています。そして、緊急時では5割、日常的では4割の家庭が親族に子どもを預かってもらえる環境にあります。



②保護者の就労状況

(1) 父親の就労状況

○父親の就労状況は、「フルタイムで就労している (育児・介護休業中は含まない)」(95.6%) がほとんどとなっています。

○子どもの5割が21時～22時前に就寝することから、21時以降に帰宅する2割の父親は、平日の育児参加が困難な状況にあると考えられます。

(2) 母親の就労状況

<現状の就労状況>

○母親の就労状況は、「パートタイムまたはアルバイトで就労している」が5割と最も多く、続いて「フルタイムで就労している (産休・育児・介護休業中は含まない)」が3割、「以前は就労していたが、現在はしていない」が2割となっています。

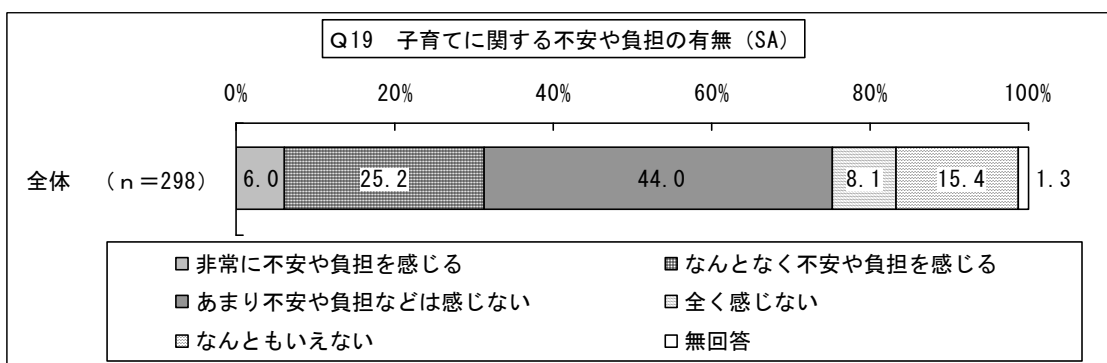
<今後の就労希望>

○現在就労していない母親の今後の就労希望は、「ある（すぐにもしくは1年以内に就労したい）」が4割、「ある（1年より先で子どもがある程度大きくなったら就労したい）」が3割であることから、「現在就労していない母親の就労希望意向」は8割となっています。また、母親の就労希望がありながら働いていない理由は、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が6割と最も多くなっていることから、就労先に課題があると考えられます。

③母子保健などについて

（１）日常の子育てについて

○子育ての負担感は、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」をあわせた「負担に思う割合」が3割となっています。その負担に感じる内容は、「子育てで出費がかさむ」が最も多く、続いて「仕事が十分にできない」、「子育てによる身体の疲れが大きい」、「自分の自由な時間が持てない」となっています。



○子どもへの対応について、「感情的に強く叱る」ことのある割合が最も多くなっています。

（２）仕事と子育てについて

○仕事と子育てについては、「仕事をしながら子育てをしている」が7割、「子育てに専念している」が2割となっています。

○「仕事をしながら子育てをしている」回答者の仕事と子育ての両立について感じている悩みは、「仕事や子育てに追われて、心身ともに疲れてしまう」が最も多く、続いて「仕事が忙しく、子育ての時間がとりにくい」となっています。

(3) 子どもの健康について

○子どもの朝食の取り方は、「毎日食べる」が9割以上となっています。そして、子どもの食事に関する心配事は、「好き嫌が多い」が最も多く、続いて「間食が多い」となっています。また、9割以上の子どもが「ほぼ毎日」1日に1回は家族（大人）と食事をしています。

(4) 子育て環境について

○子育てに関する情報の入手先は、「隣近所の人、友人、知人」が最も多く、続いて「親族」、「保育園、幼稚園、学校」、「テレビ、ラジオ、新聞」、「市の広報やパンフレット」となっていることから、近隣や親戚などからの口コミ情報が多くなっています。

○家の近くの子どもの遊び場は、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、続いて「近くに遊び場がない」、「遊具などの種類が充実していない」となっています。

○外出時に困ったことは、「暗い通りなどで、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」が最も多く、続いて「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」となっています。

○子どもに対する安全への取り組みで充実を望む事項は、「防犯灯や街灯の整備」が最も多く、続いて「保育園や幼稚園、児童館、小学校などにおけるセキュリティ対策・防犯教育」となっています。

(5) 母親の状況について

○母親のゆったりと子どもと過ごす時間の有無は、「ない」と「まったくない」をあわせた「ない割合」が2割となっており、仕事と子育ての状況別では「仕事をしながら子育てをしている」方が子どもとゆったり過せる時間がないと考えられます。

○母親から見た父親の育児参加は、「している」と「時々している」をあわせた「父親の育児参加」は8割となっています。

7 前期行動計画の評価

1) 概要

目的：本市の「中央市次世代育成支援地域行動計画（親が子どもが いきいきプラン）」を評価します。各計画事業について前期行動計画の最終年度である平成 21 年度末までの達成見込状況を前期計画の評価としています。

時期：平成 21 年 8 月 12 日～31 日

対象：計画事業に関連する部署

方法：①子育て支援課が各関係部署に調査票を配布

②各関係部署が計画事業の平成 21 年度末までの達成見込状況を調査票に記入

③各関係部署が子育て支援課に調査票を提出

備考：各計画事業の進捗状況は、平成 21 年度の目標値に対して平成 21 年度末の時点での達成見込状況を入力し、現状値に対する解説を備考欄に記載しています。

2) 評価内容

全体的な達成見込状況をみると、「目標達成」が 81.4% (79 事業)、「目標未達成」が 16.5% (16 事業)、「その他」が 2.1% (2 事業) と、「目標達成」事業が全事業の約 8 割となっており、平成 20 年度の進捗状況調査と比較すると大きく計画が進捗する見込です。

「目標未達成」の補足説明をみると、「施設の休所」、「子育て支援センターの未開設」、「活動しているが目標に未達」、「設置場所の確保が困難」、「指導員の欠員」、「外国籍児童の帰国状況が把握できない」といった内容でした。今後、前期計画の最終年度である平成 21 年度中にできるだけ目標達成に近づけるように活動していきます。

＜平成 20 年度進捗状況調査と平成 21 年度前期計画評価の比較＞

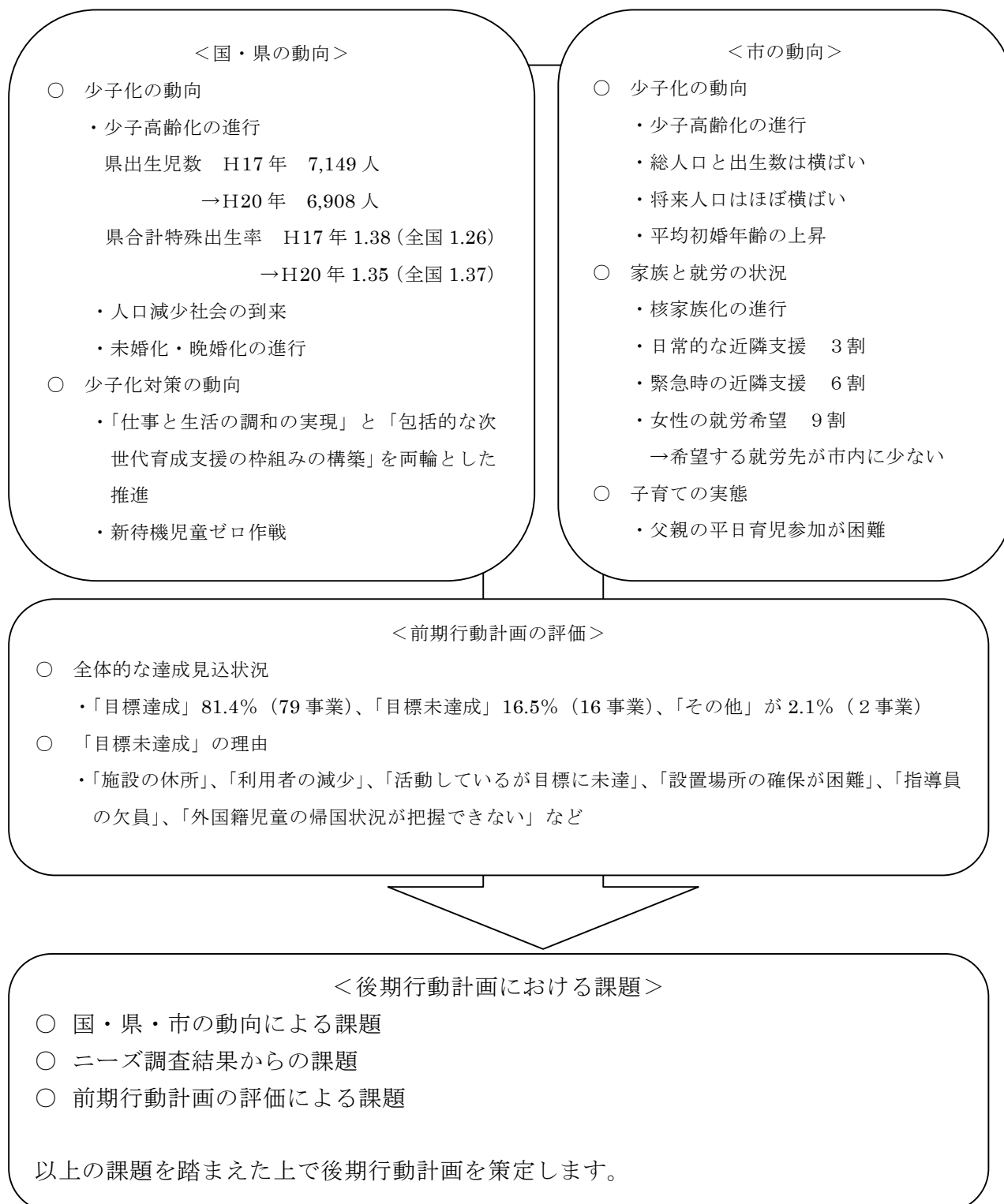
	平成 20 年度進捗状況調査	平成 21 年度前期計画評価
目標達成	52.6% (51 事業)	81.4% (79 事業)
目標未達成	36.1% (36 事業)	16.5% (16 事業)
その他	11.3% (11 事業)	2.1% (2 事業)

3) 今後の展開

今後、後期行動計画の骨子案を作成し、その内容に沿った全計画事業の見直しを図ります。具体的には、未達成の計画事業の継続的な推進、計画事業内容の見直し、目標値の再設定、新規事業の追加などを行います。

8 課題の整理

国・県や市の動向、ニーズ調査の結果、前期行動計画の評価から課題を整理し、後期行動計画を策定します。



第2部 計画編

第1章 計画の体系

1 基本理念

子育ては、「**父母その他の保護者が子育てに対する第一義的な責任を持つ**」という基本的な認識の上で、子どもや子どもを育てる父母、その他の保護者が、いきいきと輝きながら、**子育てへの理解を深めつつ、その喜びを実感していくことが大切です。**

子どもは、「**未来の宝**」です。本市は、すべての人が子育てに関わり、子どもの健全育成と、子育て中やこれから子どもを希望する家庭で安心して生み育てることのできる環境づくりを推進することにより、**親が子どもがいきいきと輝き、喜びであふれるまちづくり**を基本理念とします。

2 総合目標と基本的な視点

親が子どもがいきいきと輝き 喜びであふれるまち 中央市

＜子どもの視点＞

子どもの幸せを第一に考え、子どもがいきいきと輝く、喜びのあふれる社会を目指します。

＜次代の親づくりの視点＞

次代の親が、いきいきと子育てできるよう、長期的な視野に立った豊かな人間性を育む健全育成を目指します。

＜すべての子育て家庭への社会全体による支援の視点＞

ひとり親や障がい児、外国籍住民などすべての子どもと家庭への社会全体による支援を推進します。

＜仕事と生活の調和実現の視点＞

結婚と子育てに関する希望を実現するための働き方を見直します。

＜利用者のニーズに応じた質の高いサービス提供の視点＞

核家族化など社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、利用者のニーズも多様化しています。そのニーズに応じた質の高いサービスを提供します。

＜社会資源の効果的な活用の視点＞

本市の持つ、自然や文化、人材などの社会資源を活用し、地域の特性を生かした子育てを推進します。

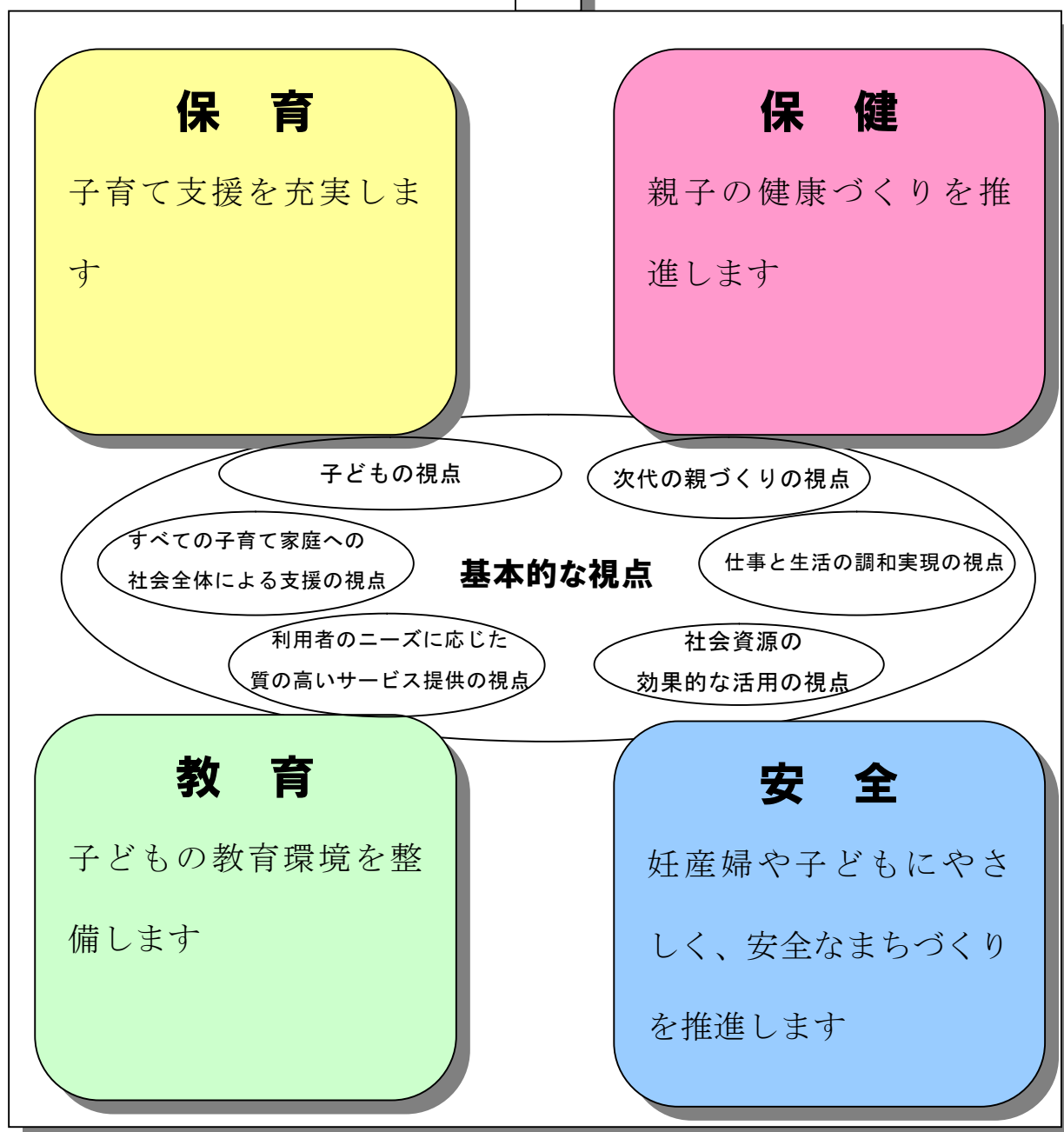
3 重点分野

本市では、次世代育成地域行動計画を実効性のあるものにするため、子育てに関わる「保育」・「保健」・「教育」・「安全」の4つの重点分野に集中して取り組みます。

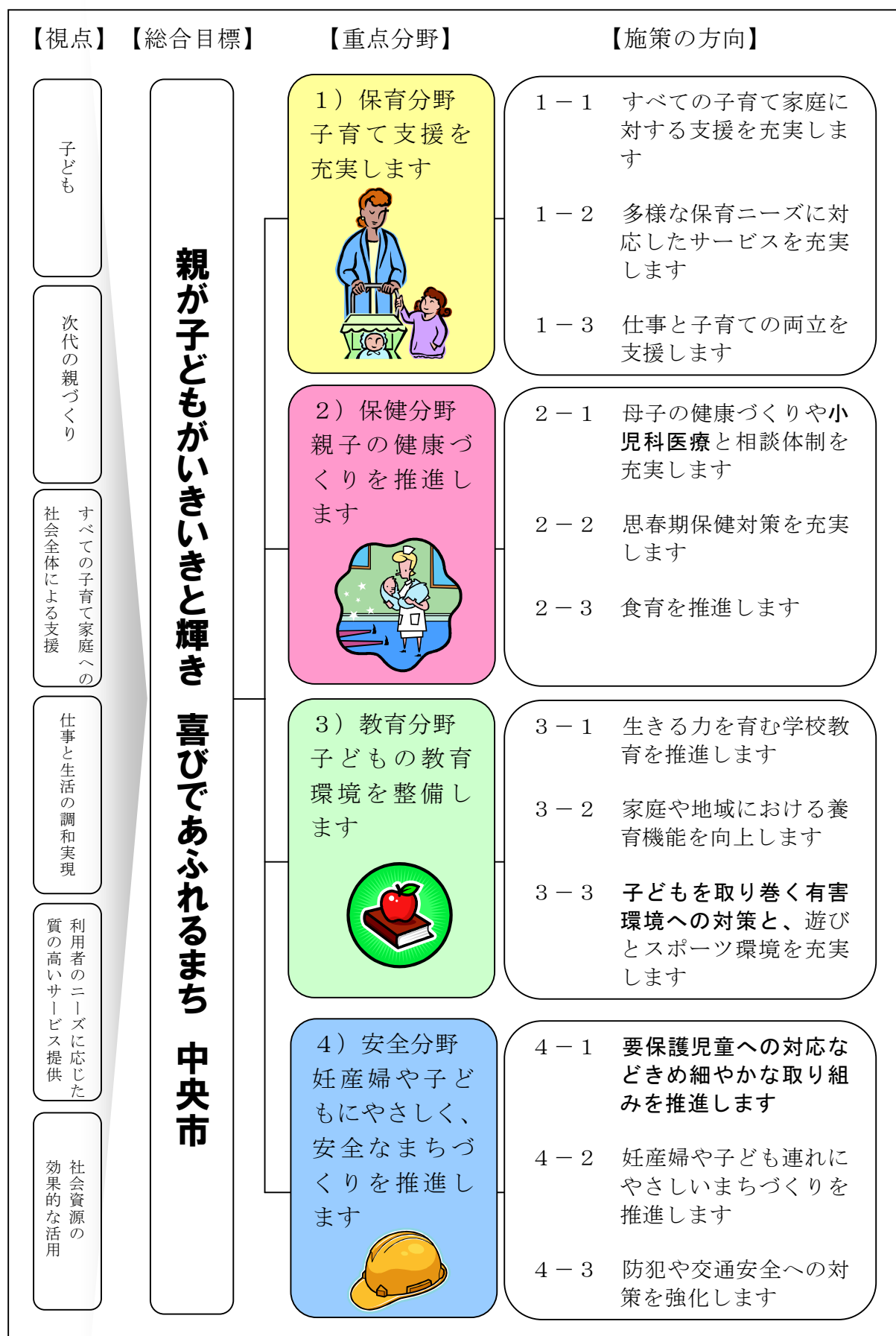
【総合目標】

親が子どもがいきいきと輝き 喜びであふれるまち 中央市

【重点分野】



4 計画の体系



第2章 行動計画

1 分野別行動計画

1) 保育分野 『子育て支援を充実します』

1-1 すべての子育て家庭に対する支援を充実します

現状と課題

- 核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相手が身近にいないため、出産や育児に対する親の不安や負担感が大きくなっています。そのため、行政やボランティア団体など関係機関との連携による子育て支援体制を整備する必要があります。
- 子育て家庭には、積極的に子育て支援サークルなどに参加する家庭と、参加希望を持ちながら参加していない家庭があります。この参加していない家庭を孤立化させない取り組みが求められています。
- 女性の社会進出により、児童館などを利用した「放課後児童クラブ」へのニーズが高まっていますが、受け入れ態勢に余裕がない地域もあります。こうした地域格差をなくし、ニーズに応えていく必要があります。
- ひとり親、障がい児、外国籍住民の家庭などすべての子育て家庭に対する支援を充実していく必要があります。特に、支援の難しい発達障がい児への支援体制の確立が求められています。

施策や事業の方向性

- 親の不安や負担感を和らげるため、行政や社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、保育園・幼稚園など関係機関と連携し、子育て支援体制を整備していきます。
- 子育て支援サークルなどに参加していない家庭に対して、孤立化させないように子育て支援情報の提供などを推進していきます。
- 女性の社会進出の増加に伴い「放課後児童クラブ」に対する需要が増えていることから、NPO法人やボランティア団体、地域社会などと連携を図り、放課後児童クラブを充実していきます。
- 子ども手当や、ひとり親家庭や障がい児への医療費助成事業、障がい児のいる家庭に対する**特別児童扶養手当**給付など経済的な支援を実施し、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう推進していきます。

主な施策・事業

- 保育園・幼稚園における相談機能の充実
 - 市内の保育園・幼稚園で子育て相談を実施し、相談機能を充実していきます。
- ファミリーサポートセンター事業
 - 「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを応援したい人」が会員となり、子育てをお互いに助け合う事業の運営（事務局）を担います。
- 保育園・幼稚園・学校、行政などにおける子育て支援情報の充実
 - 子育てに関わる各関係機関において、子育て支援情報を充実していきます。
- 放課後児童健全育成事業の充実
 - 市内の公立児童館、私立施設、社会福祉法人で「放課後児童クラブ」の施設と定員を充実していきます。
- 子ども手当支給事業
 - 中学校卒業までの児童を養育している方に子ども手当を支給します。
- ひとり親家庭医療費等助成事業
 - ひとり親家庭の親と子（満 18 歳の誕生日の属する年度末まで）、父母のいない児童が病気やけがで医療機関にかかった場合に、健康保険が適用された費用についてのみ助成します。ただし、所得税非課税世帯に限ります。
- 児童扶養手当給付事業
 - 父親と生計を同じくしていない子（満 18 歳の誕生日の属する年度末まで、中度以上の障がいがある場合は 20 歳未満の子）を養育している母親など、公的年金を受けていない場合に児童扶養手当を支給します。ただし、所得制限があります。
- 特別児童扶養手当給付事業
 - 身体または精神に中程度以上の永続する障がいがある 20 歳未満の児童（児童福祉施設などに入所していない）を養育している父母などに支給されます。ただし、所得制限があります。
- 重度心身障害児（者）医療費助成事業
 - 重度の障がい（身体障害者手帳 1 ～ 3 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 ・ 2 級、障害基礎年金 1 ・ 2 級受給、特別児童扶養手当受給）を持つ方が、病気やけがで医療機関にかかった場合に健康保険が適用された費用のみ助成します。ただし、所得制限があります。

1－2 多様な保育ニーズに対応したサービスを充実します

現状と課題

- 本市では、従来から保育園・幼稚園定員の拡充など保育サービスの充実に努めていますが、保護者の就労状況や個人の価値観の変化などによる多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供が求められています。
- 保育園では保育士や看護師など適正な職員の確保に努め、子育て家庭の保育サービスに対するニーズに応えていく必要があります。

施策や事業の方向性

- すべての子育て支援の取り組みは、「父母やその他の保護者が子育てについての第一義的な責任を持つ」という基本的な認識の上に成り立っています。本市では、多くの保育サービスを充実させることにより、本来、親の持つ「子どもを育てる力」が低下する事態を招かぬように取り組んでいきます。
- 女性の就労率の高まりなどから、延長保育や幼稚園の預かり保育、3歳未満児保育、病児・病後児保育など保育ニーズに対応したサービスを充実させ、子育てのしやすい環境づくりを推進します。
- 市内7保育園で適正な職員を確保し、児童一人当たりに対する保育サービスの質の向上を推進していきます。
- 夜間保育事業や子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て短期支援事業(ショートステイ)、休日保育事業については、現状、十分なニーズがないことから当面は実施せず、十分なニーズが出てきた段階でサービスの提供を検討していきます。ただし、休日保育については、ファミリーサポートセンターによる派遣型の対応を推進します。
- 子育てに対するストレスを解消するため、一時保育の実施やつどいの広場の開設、育児不安や虐待、いじめなどに関する相談体制を整備します。

主な施策・事業

- 延長保育・預かり保育の充実
 - 市内の保育園・幼稚園において延長保育・預かり保育を充実していきます。
 - 延長保育・預かり保育は、保護者の仕事や遠距離通勤などに対応するため、時間を延長して保育するサービスです。ただし、利用するためには、各保育園・幼稚園への申込みが必要で、通常保育とは別料金となります。
- 3歳未満児保育の定員の拡充
 - 市内の保育園・幼稚園において3歳未満児保育の定員を拡充していきます。
- 病児・病後児保育事業
 - 市内の保育園などにおいて病児・病後児保育事業を推進していきます。
- つどいの広場事業
 - 乳幼児期の親子が集い、子育てアドバイザーを配置して、交流や相談、講習会など週3日以上開設します。
- 障害児保育の充実
 - 市内の保育園・幼稚園において障がい児の保育を充実していきます。
- ファミリーサポート事業で病後児の派遣型対応、休日保育等事業
 - ファミリーサポートセンターの運営により、病後児の派遣型対応、休日保育などの事業を推進します。
- 一時保育の実施
 - 市内の保育園・幼稚園において一時保育を実施します。なお、一時保育は、入園していない児童を対象とし、保護者の病気や入院、災害事故、子育てストレスからの解消などの理由により、一時的にお預かりします。ただし、利

用するためには各保育園・幼稚園に申込みが必要で、有料となります。

○ 母親の育児不安や虐待、いじめ等に関する相談体制の整備

➤ 随時、育児不安や虐待、いじめなどに関する相談を受付けています。

1-3 仕事と子育ての両立を支援します

現状と課題

○本市では、延長保育・預かり保育や一時保育など時間外保育を実施し、親のニーズに応えてきています。

○男性は仕事、女性は家事や子育てといった男女の性の違いによる固定化された役割分担や考え方を見直す必要があります。

○育児休業制度が導入されていても、職場の雰囲気などによって育児休業を断念してしまうケースもあり、職場への働きかけをより一層充実させる必要があります。

施策や事業の方向性

○男女の固定的な役割を見直し、自分の意思で社会参画できる男女共同参画プランの着実な推進を図るなかで、男性と女性が相互に認め合うことができるよう学習機会の充実を図ります。

○男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図ります。

○職場慣行やその他の要因の是正に向けて、労働者、事業主、地域住民など社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などを、関係団体と連携しながら推進します。

主な施策・事業

○ 男女共同参画プランの推進

➤ 家族経営協定締結の促進

自営で農業・商工業を営んでいる家庭で家族経営協定の締結を促進します。

➤ モデル家庭の選定

男女共同参画のモデル家庭を増やしていきます。

➤ モデル職場の選定

男女共同参画のモデル職場を増やしていきます。

➤ 講座・学習会の実施

男性のための料理教室だけでなく、地域や職場での学習機会を増やしていきます。

➤ 男女共同参画だよりによる啓発

男女共同参画を推進するため、広報に男女共同参画だよりを掲載しています。

➤ 自治会への啓発

各自治会の集会に男女共同参画の推進委員が出向き、意識啓発を図ります。

2) 保健分野 『親子の健康づくりを推進します』

2-1 母子の健康づくりや小児科医療と相談体制を充実します

現状と課題

- 母子を取り巻く社会環境は、少子化や核家族化の進展、女性の社会進出などで変化してきています。
- 妊娠から出産、育児までの期間を母子ともに健康で、安心して過ごすことのできる体制づくりや小児科医療の充実が求められます。
- 健診や予防接種は努力義務のため、100%の受診率が難しい状況にあります。また、外国籍住民の世帯にも、健診への受診や母親学級などへの参加を呼びかけていますが、受診率・参加率が低く、受診率や参加率を向上させる取り組みが求められています。
- 子育てへのストレスや育児不安が高まると適切な育児ができず、児童虐待に繋がる可能性もあるため、育児に対する相談体制の充実が求められています。

施策や事業の方向性

- 妊娠から出産、育児までの期間を母子ともに健康で、安心して過ごすことができるように、妊婦一般健康診査や乳児健康診査、予防接種など母子の健康づくりや小児科医療の体制、子ども医療費や不妊治療の助成を充実させます。
- 健診などを受診しない家庭には、さらに受診を呼びかけ、受診率の向上を目指します。また、外国籍住民に対しては、外国語の問診票などを作成し、受診を呼びかけていきます。
- 子育てのストレスや育児不安を解消するため、母親のストレスチェックとカウンセリング事業、新生児のいる家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん事業など様々な機会での相談指導体制を充実します。
- 子どもの事故防止のため、事故予防に関する啓発活動の推進や、救命救急法の受講者を増やします。

主な施策・事業

- 妊婦・乳児一般健康診査事業
 - 妊婦・乳児を対象とした医療機関における健診を実施します。ただし、公費負担は妊婦1人14回まで、乳児1人2回までとなります。
- 予防接種接種率（麻しん）の向上
 - 予防接種法に基づき集団発生を防ぐとともに、重症化を未然に防ぐため、予防接種を実施します。
- 小児科医療体制の充実のための支援
 - 健診時に小児科医療体制についての案内パンフレットを配布し、普及・啓発を図ります。

- 子ども医療費助成事業
 - 小学校6年生までの子どもの医療費を助成します。
- 不妊に悩んでいる家庭への支援
 - 不妊に悩んでいる家庭に不妊治療費を助成します。
- 妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックとカウンセリング事業の推進
 - 妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックを行い、心の健康状態を知り、カウンセリング支援を行います。
- 新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
 - 新生児訪問を通して、観察・相談を行い、育児不安の軽減を図ります。ハイリスクケースの早期把握と早期支援により虐待防止を図ります。
- 愛育会組織による子育て支援
 - 母親が様々な活動に積極的に参加できるように、託児や声かけをするなど愛育会組織による子育て支援を推進します。
- 子どもの事故予防に関する啓発活動の推進
 - 子どもの事故を予防するため、愛育会、乳幼児健診や育児学級などでパンフレットを配布します。
- 救命救急法の啓発活動の推進
 - 救命救急法の受講者を増やすことで、心肺蘇生法を普及させ、緊急時に対処できるようにします。

2－2 思春期保健対策を充実します

2－3 食育を推進します

現状と課題

- 命の大切さや性について、学校の授業を通して正しい理解を求める取り組みが求められています。
- 若年層の飲酒や喫煙に対する問題が指摘されており、児童の生活が夜型化し、乱れる傾向への対応が求められています。
- 食習慣については、子どもの食生活に偏りが生じると、健やかな成長が損なわれることになり、朝食を食べる習慣や離乳食指導や学校における給食など食育を推進する必要があります。

施策や事業の方向性

- 次世代の親づくりという視点から、命の大切さ教育や赤ちゃんの抱っこ体験など小中学校での授業を通して、正しい理解を求めています。
- 喫煙や飲酒、薬物乱用防止などに関する教育を推進していきます。
- 食習慣の向上を図るため、妊婦に対する栄養指導、乳幼児を対象とする離乳食指導やおやつ指導、学校給食における地産地消を推進します。

主な施策・事業

- 命の教育、性についての正しい理解、喫煙や薬物乱用に関する教育の推進
 - 思春期体験教室を開催します。
- 食育の推進
 - 食育推進計画に則り、子どもたちへの食育指導を充実していきます。
- 母親学級における妊婦の栄養指導
 - 母子健康手帳発行時及び母親学級時にパンフレットを配布し、栄養指導します。
- 乳児健診における離乳食指導
 - 乳児健診において離乳食指導をします。
- 幼児健診での食事・おやつ指導
 - 幼児期の食事とおやつのあり方を指導します。
- 学校給食における地産地消の推進
 - 学校給食にて推進、学校給食だよりにて広報します。

3) 教育分野 『子どもの教育環境を整備します』

3-1 生きる力を育む学校教育を推進します

3-2 家庭や地域における養育機能を向上します

現状と課題

- 少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少、子どもへの過干渉・過保護といった負の側面を持つ一方、一人ひとりの子どもが充実した教育を受ける機会を増やしています。そのような中、学校教育に対する市民のニーズは複雑化・多様化しています。
- 社会的な動向から育児不安や児童虐待の問題が増え、引きこもりやいじめなど、子どもの心の問題が重要になってきています。旧町村のニーズ調査では、就学児を持つ親の教育に関する悩みや、いじめなど友だちづきあいに関する悩みが多く、子どもの心の健康を守る取り組みが求められています。
- 外国籍児童・生徒に対する言葉の問題については、現在、3つの小中学校に各1名の通訳を配置していますが、今後も強化していく必要があります。
- 家庭は、子どもにとって心のよりどころであり、また、人格形成の基礎を培う教育の出発点でもあります。しかし、生活習慣の乱れなどにより、家庭における親の養育する力が弱くなっている状況がみられます。子どもを持つ親の自立と自覚を促すため、親の子育てに関する学習の場や機会を提供する必要があります。また、これらは、個々の親、家庭の問題に限らず、子育てを支える地域の力も弱くなり、子育て家庭が孤立していることにも原因があります。地域全体が、子どもの成長を育み、子育て家庭を支援する役割を十分に果たしていくことが必要となっています。

施策や事業の方向性

- 学校では子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、地域に根ざした学習や社会教育事業、職場体験などを推進します。
- 思春期の心の問題を抱える児童のために、児童や保護者を対象としたスクールカウンセラーによる相談を実施していきます。
- 外国籍児童・生徒の言葉の問題に対しては、今後もニーズが増えてくることが予想されることから、通訳の配置強化などを検討していきます。
- 親の子育てに関する学習事業やペアレントトレーニング事業などにより、家庭における養育機能を向上していきます。

主な施策・事業

- 地域に根ざした学習の推進
 - 市内の小学校3・4年生向けの社会科副読本を作成し、地域に根ざした学習を推進していきます。
- 職場体験学習
 - 市内の中学校において、生徒が希望する職場や自分の親の職場体験を推進します。
- 心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実
 - 市内の小中学校に心の相談員とスクールカウンセラーを設置し、教育に関する相談事業を充実していきます。
- 親の子育てに関する学習事業
 - 母親学級では、妊娠・出産・育児の知識と母親の交流を図ります。両親学級では、父親の理解を得て、子育ての重要性を学びます。
- ペアレントトレーニング事業
 - 良好な母子関係を築くトレーニングを行います。

3-3 子どもを取り巻く有害環境への対策と、遊びとスポーツ環境を充実します

現状と課題

- 携帯電話やインターネットの普及と利用者の拡大により、子どもが気軽にウェブサイト上で極めて過激な性や暴力の表現に接することができるようになっており、子どもの成長にとって良好な環境の整備が求められています。
- 社会的な動向として、家族で過ごす機会や子ども同士が集団で過ごす機会が減少したことで、人間関係をつくる力が弱くなってきており、社会性の不足や規範意識が希薄になっていると考えられています。そこで、子どもの健全育成のため、遊びやスポーツ活動を推進していく必要があります。

施策や事業の方向性

- 携帯電話やインターネットなどを通じた有害情報に子どもがアクセスできないようにするため、フィルタリングシステムの普及・啓発を実施していきます。
- 親子で参加できる子どもスポーツフェスティバルの開催など、スポーツイベントを支援します。
- 子どもから高齢者まで同じスポーツで交流し、ふれあうことができる生涯スポーツ事業を実施します。
- スポーツ少年団の育成支援を推進します。

主な施策・事業

- 子どもを取り巻く有害環境への取り組み
 - 携帯電話やインターネットの利用に関する知識の普及啓発事業を推進します。
- 親子で参加できる子どもスポーツフェスティバルの開催など、スポーツイベントの支援
 - スポーツ少年団や NPO スポーツクラブが実施するスポーツイベントを支援します。
- 子どもから高齢者まで同じスポーツで交流し、ふれあうことができる生涯スポーツ事業の実施
 - 水泳教室（幼児）、スキー教室、ラジオ体操、水中運動会など子どもから高齢者が交流し、ふれあうことができる生涯スポーツ事業を実施していきます。
- スポーツ少年団の育成支援の推進
 - 中央市スポーツ少年団本部を通して、スポーツ少年団の育成支援を推進していきます。

4) 安全分野 『妊産婦や子どもにやさしく、安全なまちづくりを推進します』

4-1 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みを推進します

現状と課題

- ニーズ調査によると、子育てに関する不安や負担感を約半数以上の保護者が感じており、就学前児童の保護者が日常の悩みとして「子どもをしかりすぎている」をあげています。このような日常的な悩みや不安を解消するために、誰もが気軽に相談することのできる体制づくりが求められています。
- 虐待による子どもの被害を食い止めるために、児童相談所などと連携する中で、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めていく必要があります。
- 乳児期の疾病や異常を早期発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導を行っています。
- 早期療育は、医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応や、言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種相談及び療育支援事業を行っています。

施策や事業の方向性

- 総合的に相談や支援のできる窓口の整備、相談員の資質の向上、関連機関とのネットワーク化の構築などを推進していきます。
- 心身の障がい疑われる子どもの発達支援のためには、行政・社会福祉法人、児童相談所、医療機関などの関係機関が、より一層連携を深め、障がいの早期診断・療育のシステムを充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制の整備を行います。
- 子どもの権利擁護についての住民への意識啓発に努めます。

主な施策・事業

- 要保護児童対策地域協議会の運営と機能の充実
 - 要保護児童について関係機関とのネットワークづくりによる早期発見などきめ細やかな対応に努めます。
- 障害児放課後支援事業の充実
 - 市内の小学校に通う障がい児が児童館を利用することにより、保護者の介護疲労の軽減や自立に向けた支援などを行います。
- 児童虐待防止ネットワークの推進
 - 要保護児童対策協議会構成団体による児童虐待防止ネットワークを推進します。
- 発達障害児（者）支援事業
 - 市単独事業として、発達障がい児（者）が安心して暮らせる社会をつくるため、障がい児（者）本人や保護者の意思を尊重し、発達障がいを早期に発見し、支援を行っていきます。

4-2 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりを推進します

4-3 防犯や交通安全への対策を強化します

現状と課題

- 妊産婦や子ども連れが安心して過ごすことができるように、道路や公園、公共施設などを整備する必要があります。
- 防犯については、子どもの安全を守るため、保育園・幼稚園、児童館、小中学校、PTA、地域、行政、警察などとの連携による防犯体制の強化に努める必要があります。
- 交通安全では、子どもの安全を守るため、交通安全意識の向上、チャイルドシートの普及を図る必要があります。

施策や事業の方向性

- 子どもを安心して育てることができるよう、道路や公園、公共施設を中心に妊産婦や子ども連れ、障がい児（者）などすべての人に利用しやすいまちづくりを推進します。
- 交通安全については、交通安全教室の開催やチャイルドシートの普及啓発・貸与事業、交番だよりによる防犯・交通安全の啓発を促進します。
- 防犯については、小学校などでの登下校の通学指導、PTA を中心としたパトロール、子ども 110 番連絡所の拡充、防犯灯の整備など安全なまちづくりを推進します。

主な施策・事業

- 市道や生活道路、側溝等における危険箇所の補修
 - 自治会から要望のあった危険箇所の補修を予算の範囲内で補修整備していきます。
- 市道における歩道の整備検討
 - 子どもを安心して育てることができるよう、通学路および歩行危険箇所を整備していきます。
- 交通安全教室の推進
 - 保育園・幼稚園、児童館、小学校などで交通安全教室を推進します。
- チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進
 - 乳幼児健診時や広報などでチャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動を推進します。
- 小学校における登下校の通学指導
 - 交通指導員による小学校の登下校の通学指導を推進します。
- P T A を中心としたパトロールに対する支援
 - P T A を中心とした登下校時のパトロールを支援していきます。
- 子ども 110 番連絡所の拡充
 - 地域住民に子ども 110 番連絡所の看板の設置や協力を要請していきます。
- 防犯灯の整備
 - 市や自治会ごとの管理区分を整理し、防犯灯の管理台帳を整備していきます。危険箇所は住民の要望により随時設置していきます。

2 推進体制

本計画の推進に当たっては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行っていく必要があります。推進体制を整備し、実効性のある推進を図ります。

市は、「中央市次世代育成支援対策地域協議会（地域協議会）」、「中央市次世代育成支援地域行動計画庁内連絡調整会議（庁内連絡調整会議）」、「事務局」を設置します。

1) 庁内連絡調整会議

庁内連絡調整会議は、市長を会長とした課長以上の庁内会議とし、本計画の主管部署である子育て支援課から要請を受け、計画策定及び推進に関する協力を担います。

2) 地域協議会

地域協議会は、市長から委嘱を受け、計画の策定審議や、年度ごとの施策・事業の進捗状況について協議し、協議結果（意見・意向・提言・要望）を市に示します。また、必要に応じて住民に対する調査を行う場合があります。

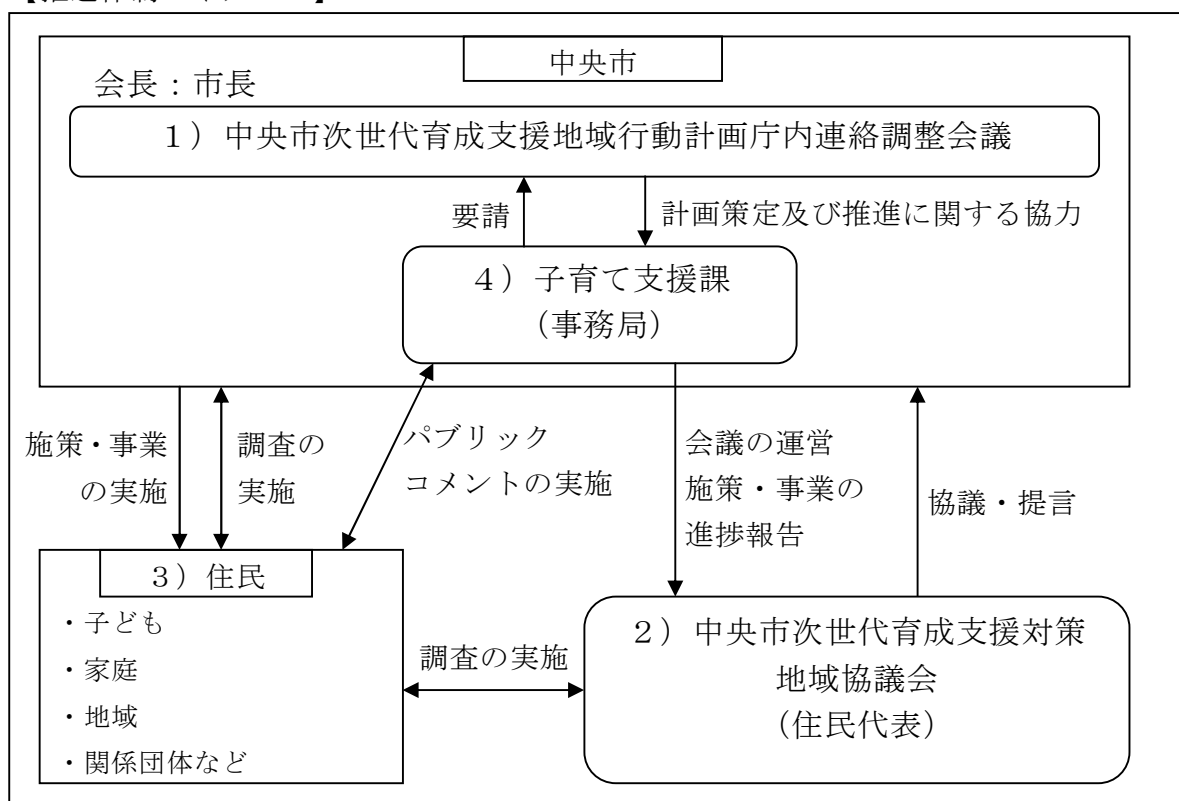
3) 住民

市民やサービス利用者の立場で、本計画に対するパブリックコメント（意見・意向・提言・要望）や調査に応じます。

4) 事務局

事務局は、主管部署の子育て支援課内に設置され、地域協議会の運営や庁内連絡調整会議への調整を担います。また、住民に対するパブリックコメントを実施します。

【推進体制のイメージ】



3 分野別施策・事業一覧

4つの重点分野「保育」「保健」「教育」「安全」における分野別の施策・事業一覧です。

1) 保育分野 『子育て支援を充実します』

1-1 すべての家庭に対する支援を充実します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
1	子育てサークルへの支援の充実	子育て支援課	サークル数	6	6
2	放課後児童健全育成事業の充実	子育て支援課	実施ヵ所数 利用者数/年	8 292	10 365
3	保育園・幼稚園における相談機能の充実	子育て支援課	12 回/月 実施 ヵ所数	9	9
4	「遊び、学ぶ、子育て教室」開催事業	子育て支援課	回/月	6	6
5	子ども手当支給事業	子育て支援課	件数/年	1,996	4,730
6	児童扶養手当給付事業	子育て支援課	件数/年	200	200
7	小中学校入学支度金支給事業	子育て支援課	件数/年	25	25
8	保育園・幼稚園・学校・行政などにおける子育て支援情報の充実	子育て支援課他	回/年	12	12
9	地域子育て支援センターの設置	子育て支援課	設置数	3	3
10	児童館の充実	子育て支援課	利用者数	8,222	8,633
11	障害児放課後支援事業の充実	福祉課	事業ヵ所数	2	2
12	障害児福祉手当給付事業	福祉課	人数/年	26	26
13	特別児童扶養手当給付事業	福祉課	人数/年	55	55
14	心身障害児（者）福祉手当給付事業	福祉課	人数/年	22	22

15	重度心身障害児医療費助成事業	福祉課	人数／年	50	50
16	ホームヘルプ事業、デイサービス事業、 短期入所事業	福祉課	ホームヘルプ 実人数／年	7	7
			デイサービス 実人数／年	22	22
			短期入所 実人数／年	4	4
17	ひとり親家庭医療費等助成事業	子育て支援課	件数／年	245	245
18	母子相談員や関係機関と連携を強化、 ひとり親家庭の相談事業	子育て支援課	相談件数／年	60	60
19	母子・寡婦福祉資金貸付利子補給事業	子育て支援課	件数／年	0	5

1-2 多様な保育ニーズに対応したサービスを充実します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
20	通常保育事業	子育て支援課	入園児数 人／年	708	910
21	未満児保育の定員の拡充	子育て支援課	人／年	188	273
22	延長保育の充実	子育て支援課	実施園数 1日当たりの人数	7 14	7 24
23	幼稚園の預かり保育の実施	子育て支援課	実施園数	2	2
24	一時保育の実施	子育て支援課	実施園数	5	5
25	病児・病後児保育事業（体調不良型）	子育て支援課	実施ヵ所数	1	3
26	地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	子育て支援課	実施ヵ所数	2	2
27	つどいの広場事業	子育て支援課	実施ヵ所数	1	1
28	障害児保育の充実	子育て支援課	実施園数	9	9
29	ファミリーサポートセンター運営事業	子育て支援課	会員数（名）	100	160

30	広域保育園入所事業の充実	子育て支援課	委託件数	120	120
31	児童虐待防止について周知啓発	子育て支援課	研修広報回数／年	23	23
32	母親の育児不安や虐待、いじめ等に関する相談体制の整備	子育て支援課	随時相談件数／年	62	60

1－3 仕事と子育ての両立を支援します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
33	男女共同参画プランの推進（職場） 家族経営協定締結の促進	政策秘書課	累計締結件数	10	25
34	男女共同参画プランの推進（職場） モデル職場の選定	政策秘書課	累計選定件数	3	5
35	男女共同参画プランの推進（家庭） 講座・学習会の実施	政策秘書課	回数／年	1	2
36	男女共同参画プランの推進（家庭） 男女共同参画だよりによる啓発	政策秘書課	広報掲載回数／年	12	12
37	男女共同参加プランの推進（家庭） モデル家庭の選定	政策秘書課	累計実施回数	28	50
38	男女共同参画プランの推進（地域） 自治会への啓発	政策秘書課	累計実施回数	8	23

2）保健分野 『親子の健康づくりを推進します』

2－1 母子の健康づくりや小児科医療と相談体制を充実します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
39	妊婦一般健康診査事業	健康推進課	1 人当たりの枚数	14	14
40	乳児一般健康診査事業	健康推進課	1 人当たりの枚数	2	2
41	乳児健康診査事業 （4、7、12 ヶ月健康診査）	健康推進課	健診受診率（%）	96.0	98.0
42	幼児健康診査事業 （1 歳 6 ヶ月児健康診査）	健康推進課	健診受診率（%）	88.0	95.0
	幼児健康診査事業 （3 歳児健康診査）			82.9	90.0

43	小児科医療の充実	健康推進課	実施回数/年	12	12
44	子ども医療費助成事業	健康推進課	申請に対する助成率	100.0	100.0
45	不妊に悩んでいる家庭への支援	健康推進課	申請に対する助成率	100.0	100.0
46	医療機関の事故防止 (1歳6ヵ月健康診査)	健康推進課	事故率(%)	5.0	5.0
47	医療機関の事故防止 (3歳児健康診査)	健康推進課	事故率(%)	17.6	10.0
48	予防接種率(麻しん)の向上	健康推進課	接種率(%)	70.0	95.0
49	BCGの接種率の向上	健康推進課	接種率(%)	97.3	100.0
50	妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックとカウンセリング事業の推進	健康推進課	実施回数/年	2	2
51	電話による母子健康相談の充実	健康推進課	相談件数/年	885	800
52	母子健康手帳交付事業と妊婦健康相談の充実	健康推進課	回数/月	4	4
			人数/年	336	283
53	相談窓口の強化	健康推進課	回数/月	3	3
54	子供の発達相談事業	健康推進課	回/月	2	2
55	新生児訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	健康推進課	新生児訪問実施率(%)	96.0	98.0
56	赤ちゃんとのふれあい体験	健康推進課	学級回数/年	4	4
57	愛育会組織による子育て支援	健康推進課	回数/年	12	12
58	育児学級としての離乳食教室の実施	健康推進課	回数/年	4	4
59	子どもの事故予防に関する啓発活動の推進	健康推進課	実施回数/年	66	66

60	救命救急法の啓発活動の推進	健康推進課	回／年	2	2
----	---------------	-------	-----	---	---

2-2 思春期保健対策を充実します

2-3 食育を推進します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
61	命の教育、性についての正しい理解、喫煙や薬物乱用に関する教育の推進	教育委員会	実施回数／年	2	2
62	心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実	小学校・中学校	中学校数	2	2
63	食育の推進	健康推進課	実施回数/年	2	14
64	母親学級における妊婦の栄養指導	健康推進課	回／年	4	4
65	乳児健診においての離乳食指導	健康推進課	実施回数/年	36	36
66	幼児健診（1歳6ヵ月、3歳児健康診査）での食事・おやつ指導	健康推進課	人／年	24	24
67	学校給食における地産地消の推進	教育委員会	取扱品目数	35	40

3) 教育分野 『子どもの教育環境を整備します』

3-1 生きる力を育む学校教育を推進します

3-2 家庭や地域における養育機能を向上します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
68	地域に根ざした学習の推進	小学校	校数	6	6
69	社会教育事業	生涯教育課	参加者数/年	304	450
70	職場体験学習	中学校	回数／在学中	2	2
71	ペアレントトレーニング事業	健康推進課	回／年	5	5
72	親教育事業（母親学級）	健康推進課	学級回数／年	8	8

73	親教育事業（両親学級）	健康推進課	学級回数／年	3	3
----	-------------	-------	--------	---	---

3－3 子どもを取り巻く有害環境対策への対策と、遊びとスポーツ環境を充実します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
74	子どもを取り巻く有害環境への取り組み	教育委員会	実施回数／年	0	2
75	スポーツ少年団、NPO スポーツクラブが実施するスポーツイベントの支援	生涯教育課	実施回数／年	1	1
76	子どもから高齢者まで参加できる生涯スポーツ事業の実施	生涯教育課	教室数／年	4	4
77	スポーツ少年団の育成支援	生涯教育課	団体数	24	24

4）安全分野 『妊産婦や子どもにやさしく、安全なまちづくりを推進します』

4－1 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みを推進します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
78	要保護児童対策地域協議会の運営と機能の充実	子育て支援課	構成団体	43	43
79	障害児（者）相談の充実	福祉課	実施ヵ所数	6	6
80	障害児レスパイト事業の充実	福祉課	受給者人／年	45	50
81	発達障害児（者）支援事業	福祉課	支援ケース件数／年	70	100
82	在宅サービスの充実	福祉課	件数／年	65	85

4-2 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりを推進します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
83	市道や生活道路、側溝等における危険箇所の補修	建設課	実施ヵ所数／年	32	45
84	市道における歩道の整備検討	建設課	歩道整備率 (%)	13.3	15.0
85	公園の遊具安全確保	管財課	公園数	14	16
86	児童公園の整備	都市計画課	実施ヵ所数	9	10

4-3 防犯や交通安全への対策を強化します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
87	交通安全教室の推進	総務課	回数／年	26	30
88	チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進	総務課	回数／年	2	5
89	ベビーシート・チャイルドシート貸与事業の実施	総務課	申請率 (%)	50	60
90	保育園や幼稚園、児童館、小・中学校等における防犯・防災体制の充実	各施設、総務課	広報掲載回数／年	4	10
91	随時必要なところから通学路照明灯設置	総務課	基	約 1,000	随時設置
92	防犯灯の整備	総務課	基	1,984	随時設置
93	就学前児童を対象に通学路の指導	総務課	回数／年	9	12
94	小学校における登下校の通学指導	総務課・学校	校数	6	6
95	小学3年生を対象にした自転車教室の実施	総務課・学校	校数	6	6

4 主要事業の目標事業量

国が定めた 14 項目の目標事業量です。(一部再掲)「保育に関するニーズ」から目標事業量を設定しているため、現時点では実施の予定がない項目があります。

No.	事業名		目標 単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	備考
1	認可保育所	3歳未満児	人	188	252	ニーズ調査を加味し、現状の施設で増やせる範囲での増としました。
		3歳以上児	人	593	658	
2	特定保育事業		人	—	—	今後も設置予定はありません。
3	延長保育事業		人	14	24	1 日当たりの利用人数
			カ所数	7	7	
4	夜間保育事業		カ所数	—	—	今後も設置予定はありません。
5	トワイライトステイ事業		カ所数	—	—	今後も設置予定はありません。
6	休日保育事業		人	—	6	ニーズ調査を加味し、平成 26 年度を目途に休日保育ができる施設を 1 カ所設置する予定。
			カ所数	—	1	
7	病児・病後児保育事業 (病児・病後児対応型)		カ所数	0	0	今後も設置予定はありません。
8	病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)		カ所数	1	3	現状 1 カ所であるが、2 カ所の保育園で対応できるようにする予定。
9	一時預かり事業		カ所数	4	4	市内の保育園、幼稚園で実施できるようにしたい。
10	ショートステイ事業		カ所数	—	—	今後も設置予定はありません。
11	放課後児童健全育成事業		人	292	365	ニーズ調査を基に現状の児童館に 2 カ所(田富小 34 人・玉穂南小 34 人)と豊富学童保育の定員を 5 名増やす予定。
			カ所数	8	10	
12	放課後子ども教室		カ所数	2	2	田富北小と田富小で、現状実施しており継続予定。
13	地域子育て支援拠点事業	ひろば型	カ所数	3	3	つどいの広場「笑」 まみい保育園「ちゃいるど」「まちかど」みかさ幼稚園・わかば幼稚園・公共の施設 1 カ所
		センター型	カ所数	3	3	
		児童館型	カ所数	—	—	
14	ファミリーサポートセンター事業		カ所数	1	1	現状通りを予定。

5 市民からのご意見

後期行動計画の素案を市民に公開し、ご意見を募集した結果、下記のご意見がありました。今後、これらのご意見を尊重し、後期行動計画を推進する中で「親が子がいいきと子育て」できるまちづくりを目指します。

1) 保育分野について

○1－1．すべての子育て家庭に対する支援を充実します（P32）の主な施策・事業に「保育園・幼稚園における情報提供を充実させていく」を加え、現在2ヵ月に一度行われている土曜日の体験保育だけでなく、日々の生活が見える平日に通園している子どもとの体験保育を行うことで、入園前の親の不安や負担を和らげる施策になると思われます。また、保育園・幼稚園に勤務している職員に名札を付けてもらい、担任以外の職員に対しても保護者からの声かけや相談など、気楽にできる環境を提供することも支援の一つと思われます。

○1－3．仕事と子育ての両立を支援します（P34）の主な施策・事業に「自治会活動、子育て活動に対して対応している企業に対しての助成制度を整える」などの施策を加え、啓発という状況から一步踏み込み推進を促進させることも必要と思われます。

2) 保育分野について

○2－1．母子の健康づくりや小児科医療と相談体制を充実します（P35・36）の主な施策事業に「子どもの事故に伴う医療機関への対応法の確立と受入医療機関の情報提供と協力体制の整備」を加え、救急時はもちろん、救急対応にならないまでも対応が必要な状況にこそ支援があると良い事業だと思われます。

3) 教育分野について

○3－1・3－2（P38）の主な施策・事業に「地域の人々を教育の現場に参加してもらう支援事業」を加え、地域に居住する多様な人々に自由に学校に来てもらい授業に参加してもらう、子どもたちと共に時間を共有してもらいアドバイスする、授業を受け持ってもらい専門の知識を提供してもらうなど、地域の学習、体験学習からより積極的に地域に学校を開放することで地域の中での子どもの見守りと成長を育むということが実践できると思われます。

○3-3. 子どもを取り巻く有害環境への対策と、遊びとスポーツ環境を充実します
(P39) の主な施策・事業に「学校クラブ活動、スポーツ少年団以外に継続して行うことができるスポーツ活動の実施」を加え、一種目の専門的な経験だけでなく、多様なスポーツを経験できる効果も期待できると思われます。さらに、「自然公園の整備」を加えてもらいたい。中央市には自然地域に恵まれた場所があり、環境が整っています。人為的に整備された公園でなく、自然そのものを体感できる場所があることは屋外に出てすぐに遊べないまでも市内にあることで、子どもの成長にとって良い環境と思われます。

4) 推進体制について

○地域協議会は推進体制のイメージから住民代表との枠組みですが、住民の中から意欲的な人々を積極的に委嘱できるような組織にすべきと思われます。

第3部 資料編

1 子育て支援に関するニーズ調査概要

1) 未就学児

①調査目的

次世代育成支援に関する保護者の意識と実態を把握し、子育て支援ニーズを把握するための基礎資料とする。

②調査方法

調査対象：中央市に住む未就学児を持つ保護者

調査票配布数：483

抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送法（配布・回収とも）

調査期間：平成21年2月19日～3月4日

調査担当：中央市子育て支援課

③回収結果

回収率 70.4% $(B \div A \times 100)$

有効回収率 68.5% $(D \div A \times 100)$

A. 調査票配布数	調査対象からサンプリングし、調査票を配布した数	483
B. 回収数	調査主体に回収された調査票の数	340
C. 無効票数	白票などの無効票の数	9
D. 有効回収数	回収数から無効票数を除いた数	331

2) 小学生

①調査目的

次世代育成支援に関する保護者の意識と実態を把握し、子育て支援ニーズを把握するための基礎資料とする。

②調査方法

調 査 対 象：中央市に住む小学生を持つ保護者

調 査 票 配 布 数：356

抽 出 方 法：住民基本台帳から無作為抽出

調 査 方 法：配布・回収とも、小学校経由。

調 査 期 間：平成 21 年 2 月 19 日～3 月 4 日

調 査 担 当：中央市子育て支援課

③回収結果

回 収 率 84.6% ($B \div A \times 100$)

有効回収率 83.7% ($D \div A \times 100$)

A. 調査票配布数	調査対象からサンプリングし、調査票を配布した数	356
B. 回収数	調査主体に回収された調査票の数	301
C. 無効票数	白票などの無効票の数	3
D. 有効回収数	回収数から無効票数を除いた数	298

2 市民からのご意見募集について

本市規程に基づき平成 22 年 2 月 1 日から 22 日にかけてパブリックコメントを実施しました。

1) 募集要項

市民の皆さまからの次世代育成支援に関するご意見募集について

中央市では、次代を担う子どもたちの健やかな育成を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づく「中央市次世代育成支援地域行動計画－後期行動計画」を策定しています。今回、平成 19 年度に策定した前期行動計画を見直し、平成 22 年度から平成 26 年度までの後期行動計画を策定します。

以上のことを踏まえ、市民の皆様の次世代育成支援に関するご意見をお聞かせください。

応募方法

中央市の公式ホームページと各庁舎で「次世代育成支援地域行動計画－後期行動計画（案）」を公開します。その内容をご覧の上でご意見を「応募用紙」にご記入いただき、窓口にご提出ください。

また、「応募用紙」の提出方法は、電子メールやファクシミリ、郵送、窓口での直接手渡しのいずれかをお願いいたします。

募集期間：平成 22 年 2 月 1 日（月）～22 日（月）

後期行動計画（案）

公開する「次世代育成支援地域行動計画－後期行動計画（案）」は、下記の内容です。詳細については、公式ホームページで公開されているファイル及び各庁舎にある冊子をご覧ください。

- 表紙
- あいさつ文・目次
- 総論編－第 1 章
- 総論編－第 2 章
- 計画編

2) 募集用紙

次世代育成支援に関するご意見応募用紙

中央市では、次代を担う子どもたちの健やかな育成を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づく「中央市次世代育成支援地域行動計画－後期行動計画」を策定しています。

公開している後期行動計画（案）をご覧の上、下記の項目について次世代育成支援に関するご意見をお聞かせください。

1. 子育て支援や少子化対策への全般的なご意見をお聞かせください。

2. 中央市の次世代育成支援行動計画の取り組みについてご意見をお聞かせください。

3. その他、何かご意見がありましたらご自由にお書きください。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。ご記入いただいた用紙は、上記の宛先にファクシミリで送付するか、各庁舎の窓口へお渡してください。

募集期間：平成22年2月1日（月）～22日（月）

連絡先 保健福祉部 子育て支援課 〒409-3893 中央市成島 2266 番地
TEL：055-274-8557 ファクシミリ：055-274-1125
メールアドレス：kosodate@city.chuo.yamanashi.jp

3 策定の経過

実施日	策定経過、議題
平成 21 年 4 月 9 日	○事務局打合せ 策定スケジュールなど
平成 21 年 7 月 9 日	○第 1 回 次世代育成支援対策地域協議会 ニーズ調査結果報告、策定スケジュール、将来人口推計及びニーズ量の算出方法について協議、承認
平成 21 年 8 月末	○供給サービス量（目標事業量）の県提出
平成 21 年 9 月 16 日	○第 2 回 次世代育成支援対策地域協議会 前期計画の評価、供給サービス量（目標事業量）、後期行動計画の骨子案について協議、承認
平成 21 年 11 月～12 月	○現況データの収集と整理 ○事業計画及び目標値の収集と整理
平成 21 年 11 月 13 日～17 日	○各課ヒアリング 事業計画及び目標値について関係各課のヒアリング 健康推進課、福祉課、子育て支援課、教育委員会、政策秘書課
平成 21 年 11 月	○後期行動計画素案の作成
平成 21 年 11 月 30 日	○第 3 回 次世代育成支援対策地域協議会 計画素案の協議、承認
平成 22 年 2 月 1 日～22 日	○市民からのご意見募集 (パブリックコメントの実施)
平成 22 年 2 月～3 月	○市民からのご意見の取りまとめ ○後期行動計画の編集
平成 22 年 3 月 15 日	○後期行動計画の完成

4 次世代育成支援対策地域協議会

1) 要綱

中央市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日

中央市告示第 5 号

(設置)

第 1 条 中央市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 地域協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の進行管理に関すること。

(組織)

第 3 条 地域協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉、保健、教育関係者
- (3) 子育て支援関係者（市内在住者）及び市内事業主

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

(会長及び職務代理)

第 5 条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長が職務を代理する。

(会議)

第 6 条 地域協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 地域協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 地域協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 地域協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し、必要事項は別途定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

2) 地域協議会委員名簿

No.	所 属	氏 名	所属・役職名	備 考
1	医療関係	西野 義久	西野内科医院	学識経験者
2	幼稚園関係者	中沢 悦理	田富みかさ幼稚園理事長	教育関係者
3	保育園関係者	三井 みどり	中央市公立保育園代表園長	福祉関係者
4	幼稚園関係者	井口 太	わかば幼稚園園長	教育関係者
5	保育園関係者	乙黒 いく子	まみい保育園園長	福祉関係者
6	民生・児童委員会会長	池谷 克明	中央市民生・児童委員会会長	福祉関係者
7	主任児童委員	岡村 悦子	中央市主任児童委員代表	福祉関係者
8	主任児童委員	田中 てる志	中央市（田富）主任児童委員	福祉関係者
9	保健師	相田 幸子	中央市保健師	保健関係者
10	食生活改善推進委員	三井 弘子	中央市食生活改善推進委員会会長	保健関係者
11	児童館	河西 美代子	中央市児童館担当	福祉関係者
12	教育委員長	内藤 貴	教育委員長	教育関係者
13	小学校	早川 憲三	田富小校長（小学校代表）	教育関係者
◎ 14	社会福祉法人	三尾 馨	ひとふさの葡萄 理事長	教育関係者
15	青少年育成	薬袋 壽信	青少年カウンセラー代表	教育関係者
16	小中学校 PTA	宮川 勇徳	中央市 P T A 連絡協議会会長	教育関係者
17	中小企業事業主関係	石田 彌	協同組合山梨県流通センター専務理事・事務局長	事業主関係者
18	子育て支援サークル	大竹 鈴子	おんぶコアラ代表	子育て支援関係者
19	愛育会	鷹野 利美	中央市愛育会会長	保健関係者

※◎は会長を示しています。

5 中央市と山梨県の次世代育成支援に関する窓口

■中央市の次世代育成支援に関する窓口

赤ちゃんが生まれたら（手当・制度など）

乳幼児の子育て支援（手当・制度など）

ひとり親のために（手当・制度など）

障がい児のために（手当・制度など）

健康推進課

電話 274-8542

健康推進課

電話 274-8542

子育て支援課

電話 274-8557

子育て支援課

電話 274-8557

福祉課

電話 274-8544

中央市の次世代育成に関する施設

□保育園・幼稚園

玉穂保育園	273-2205
まみい保育園	273-3522
田富第一保育園	273-3557
田富第二保育園	273-3072
田富第三保育園	273-6220
田富北保育園	273-6301
豊富保育園	269-2011
わかば幼稚園	273-5737
田富みかさ幼稚園	273-6386

□児童館

玉穂中央児童館	273-8271
玉穂北部児童館	273-7967
玉穂西部児童館	274-0097
田富中央児童館	274-2221
田富わんぱく児童館	273-0588
田富ひばり児童館	273-1417
田富杉の子児童館	273-1818
田富ひまわり児童館	273-0751
田富つくし児童館	274-3260
田富すみれ児童館	274-2353
豊富児童館	269-3067

□小学校

三村小学校	273-8711
玉穂南小学校	274-1122
田富小学校	273-2117
田富北小学校	273-1760
田富南小学校	273-9111
豊富小学校	269-2012

□中学校

玉穂中学校	273-8211
田富中学校	230-7080

□社会福祉法人

ひとふさの葡萄	278-5070
---------	----------

■山梨県内の次世代育成支援に関する窓口

かるがも：子育て相談総合窓口

228-4152

障がい児（者）相談所：心身に障がいのある方の相談など

254-8671

精神保健福祉センター：精神障がい児（者）の社会復帰、参加促進や心の健康相談

254-8644

心の健康など電話相談：ストレスダイヤル

254-8700

精神科救急医療相談窓口

254-3119

中央児童相談所：児童に関する各般の問題につき家庭その他からの相談など

254-8617

「親が子どもがいきいきプラン」に関するお問合せ先

〒409-3893 中央市成島 2266 番地 保健福祉部 子育て支援課

電話：055-274-8557 FAX：055-274-1125

メールアドレス：kosodate@city.chuo.yamanashi.jp



中央市次世代育成支援地域行動計画-後期行動計画

親が子どもがいきいきプラン

発 行：平成 22 年 3 月
発 行 者：中央市 子育て支援課
電 話：055-274-8557
F A X：055-274-1125
メー ル：kosodate@city.chuo.yamanashi.jp
U R L：http://www.city.chuo.yamanashi.jp/

